

## 平成29年第5回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成29年12月1日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 7 番 齊藤誠之議員
1. 模擬議会について
  2. 動物（犬や猫）と共生できる社会を目指して
  3. 公営住宅（市営住宅）の今後のあり方について
- 8 番 星 宏子議員
1. 障がいのある人も自立した生活を送れる市となるように
  2. 赤ちゃんへの読み聞かせのさらなる推進を
  3. 児童生徒の防災士育成について
- 12番 大野恭男議員
1. 高齢者福祉について
  2. スポーツ施設整備について
  3. 交通事故防止について
  4. 企業版ふるさと納税について
- 4 番 星野健二議員
1. 高齢者雇用の推進について

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	伴内照和
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部 部長	藤田恵子	子育て支援課 課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
教育部長	稲見一志	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	佐藤章
農業委員会 事務局長	小出浩美	西那須野 支所長	白井一之

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

議事課長 増田 健造

課長補佐兼  
議事調査係長 福田 博昭

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 室井 良文

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎答弁保留の答弁

○議長（君島一郎議員） ここで、建設部長より発言があります。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 大変申しわけありません。

昨日の相馬剛議員さんのご質問に対して、答弁できなくて保留させていただいた部分がありました。集計がまとまりましたので、ご報告をさせていただきますと思います。

第1次道路整備基本計画におきます完了した延長というご質問でございました。第1次道路整備基本計画におきましては計画延長が7万5,021mありましたが、完了延長は6万3,527mということで、率にして84.7%の実績というふうになりました。

以上でございます。大変申しわけありませんでした。

◎市政一般質問

○議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し順次発言を許します。

◇ 齊藤誠之議員

○議長（君島一郎議員） 初めに、7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、那須塩原クラブ、齊藤誠之でございます。

師走に入りました。寒い季節になりますが、体調管理しっかりとしながら、きょうは市政一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従い、始めさせていただきます。

1、模擬議会について。

昨年夏の参議院議員選挙から18歳選挙権が施行されたのを機に、学校現場などでは若者の主権者教育がクローズアップされてきました。全国の事例を参照すると、議会主催のほか執行部、教育委員会、青年会議所等開催の仕方はさまざまです。

しかしながら、どこが主催となっても政治教育を推進し、政治に関心を持つ若者を育成することは重要だと考えます。

実施形態はさまざまですが、子ども議会や若者議会など模擬的に議会を開催したとの報道も多くなっています。本市においても議会の仕組みや意義、政治参画の重要性を理解していただく取り組みとしては効果は絶大であると考えことから、執行部としての考えを以下の点についてお伺い

たします。

(1)模擬議会に関する市の所見をお伺いいたします。

(2)主権者教育の観点からの考えをお伺いいたします。

(3)模擬議会における課題等があればお伺いいたします。

(4)模擬議会の開催に向けた取り組みが必要とありますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） それでは、1の模擬議会について順次お答えいたします。

初めに、(1)の模擬議会に関する市の所見についてお答えをいたします。

模擬議会を通じ市の意思決定機関である議会をより身近なものに感じてもらい、議会、議員の役割への理解の促進や政治への関心を向上させる一つの方法として、模擬議会は非常に効果的であるものと考えております。

次に、(2)の主権者教育の観点からの考えについてお答えをいたします。

主権者教育は社会の出来事をみずから考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てることであると認識しております。

子どもから大人まで継続的に主権者教育に取り組むためには、各年代に応じた題材と定期的に行われる選挙の時期を踏まえ、地域課題や政治的事象を題材にした話し合いの場の提供や模擬選挙を行うなどの体系的な取り組みを想定されるところでありまして、その中でも模擬議会については、選挙以外の政治関与の仕方を学ぶ上で効果的であるものと考えております。

次に、(3)の模擬議会における課題等についてお

答えをいたします。

模擬議会を開催するに当たりましては、対象者によって開催方法や内容が異なってくるものと認識しております。例えば次代を担う若者に市政や議会への関心を深めていただく内容とするのか、あるいは女性の視点から市民の声を市政に反映させるものとするのか、さらには市政に対し政策提言を行う場にするのか、対象者やテーマについて関係部局との調整を行い、実施していくことが今後検討すべき課題であるものと考えております。

最後に、(4)の模擬議会の開催に向けた取り組みが必要と考えますがということで、その市の考えについてお答えをいたします。

市民の皆様に市政の仕組みや議会の活動等をご理解いただき、市政への理解や関心を深めていくことは、市への愛着心を育むまちづくりの一端を担うものであると認識しております。

今後におきましては、議会事務局と模擬議会についての手法について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁をいただきました。

それでは、順次、再質問に入らせていただきます。

まず、(1)の市の所見を伺いました。効果は効果的であるというご答弁いただきながら、答弁の中では確かに議会、そして議員への役割、理解、そして政治へという言葉があったんですけれども、これ実際、執行部側としても、政治つかさどる中で運営していく側としての効果としても考えられる点があると思うんです。

模擬議会をやることによって議員の姿勢を見てもらうだけではなく、そこを運営していく執行部

の姿勢としてもどういった考えをしているというのを受け取る面では効果があると思うんですけども、そういった考えの点ではどう捉えるか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 模擬議会を通じて市の執行部としてのいわゆる効果といいますか、そういった部分だと思うんですが、やはり議会の場というのは執行者側の行政、市、それとそれをチェック、また意見提言を行う議会、そういったそれぞれの立場というものをやはり理解をいただく最良の機会ではないかなというふうにも思っていますので、市としてもこういった機会は必要に応じて開催することも検討すべきものというふうには考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

今まさに部長がご答弁いただいたようなことなんですけれども、実は双方にとってしっかりと効果があるものであって、議会を開催してほしいという形よりは市の執行部が例年開催しております市政懇談会、こちらは地域の代表クラスの方がお集まりいただきまして、地域の要望を集めて市長に直接意見を言う場所があると。

そして、私たちは議会報告会というものを開催しております、地域全体を対象にしておりますけれども、残念ながら例年のごとく参加人数を招集するのは大変厳しい状況になっている中で、こういった市政をしっかりと運営しながら、そして私たち議会がチェックしながらということで那須塩原市全体が回っていくというものをこういった場で体験させることが地域の方々、あるいは特に若者、これからの地域を担っていく子どもたちや若者にとっては最善のものであり、そしてこの地

域を考えられる一人として、地域で活動しながら地域を支えていくものとはまた違った観点からこういった市政を運営している場所があるということを見せていくのにはすばらしく効果があると思っております。

実際、子ども議会というものの焦点を当てていきますと、自治体によっては多少の相違がある中でも子どもたちが地域の行政や議会の仕組みを学んで、自分たちの暮らす地域の問題を考えて社会の一員としての自覚を高めることにあると、特に平成6年に国が児童の権利に関する条約を批准して以来、子ども議会というもので社会参加を促す取り組みとして本格化してきたと言われております。

いずれにせよ子ども議会のみならず、全世代に関しても大きな効果があると私も考えておりました、そういう形で具現化できることによる効果も未知数であると考えております。

続きまして、(2)の主権者教育の観点からの点で再質問いたします。

こちらのご答弁につきましても、政治以外の政治関与の仕方を学ぶ上でも効果的であるというご答弁をいただきました。

まず、主権者の定義を申しますと、国家の主権を有する者とも言われ、国のあり方にかかわる重大事の判断をする際、主権者としての自覚を促すことと言われているものが主権者という定義になっております。

その中でこれから言ったとおり模擬議会の中の対象にも関するんですが、主権者教育という中で将来の有権者になる児童生徒に関して、授業等で学習している内容何かがあればお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 学校教育に関する部分で  
ございますので、私のほうから現状をお話した  
いというふうに思っております。

小学校におきましては、日本国憲法の基本的な  
考え方を中心にしたもの、それから自治体、市レ  
ベル、国レベルで行われているような施策につ  
いて、具体的な事業について学ぶというような機  
会がございます。

また、中学校につきましては、国会を中心とし  
ます我が国の政治の仕組みとか、あるいは政治の  
あり方、あるいは政治の参加について、いわゆる  
主権者教育に触れる部分こういったものを発達段  
階に応じて学んでいるということございます。

また、多くの小学校におきましては、6年生の  
修学旅行の際に実際に国会を見学するというよう  
なそういった場面もございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

今みたいな授業としての一環の中でいろいろな  
見学も含めて政治的監視までいきませんが、  
国で行っている、あるいは市で行われている事  
業に関しまして、しっかり授業等で取り上げて  
いる内容は伺いました。

その中で模擬議会のほうと絡めていくのですが、  
将来有権者になり得る子どもたち、児童生徒に  
関する主権者教育の中でそういった話し合いの場  
が実際提供されることについての必要性について、  
改めて伺いたいのですが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 当然のことながら地域社  
会に関心を持つ、そしてその発達段階に応じて、  
子どもながら地域の何かに役立つ自分があるとい  
うようなことをしっかり学んでいくということは  
とても大切なことであろうというふうに思ってお

ります。

ですので、さまざまな機会を通して、子どもた  
ちが自分たちの住んでいる地域社会に深くかかわ  
れるようなそういったところから主権者教育とい  
うのはスタートするのではないのかなというふう  
に思っております。

ですので、模擬議会等につきましてもその議会  
の仕組みを学ぶのか、あるいはその模擬議会を通  
して社会問題について深く議論する経験をするの  
か、その辺のところは整理をしながら行ってい  
くことが望ましいのではないのかなとそんなふう  
に考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 実際、その地域社会にか  
かわる授業というものは、各学校では取り組みが  
なされていると思っております。実際、地元の西  
那須野中学校の話で、教育長は多分お話聞いて  
いると思いますが、中学生たちが将来この地域にと  
ってどうしたらいいかという授業の一環の教育が  
ございました。そこに参画をさせていただいたと  
きに、子どもたちはもう地域をどうやったら明る  
い、例えば地域になりますかという定義で答える  
ことができるし、考えることもできておりました。  
例えばごみが1つもないきれいな社会だったり、  
あるいは障害者を大切にしようであったり、ある  
いは防災に強いまちづくりであったり、あるいは  
観光をもっとPRしようとかそういった子どもた  
ちの考えというものは既に考えることがあって、  
それを話し合っている場まではでき上がっている  
と思いました。

実際、それが行政がどういうふうにつけて、そ  
してあるいはその代弁者である私たちがどう市政  
に訴えて、そしてお互いが同じ方向に向くかとい  
うところまで行くところというのはなかなか準備  
できないのかもしれない。

実際、子どもたちにはそういった話し合いの場を通じてそれを具現化できるようなシステムがあれば、より子どもたちにはこういった場所の必要性であったり、自分たちが将来有権者になっていきながら、政治に関しては自分たちの意思がしっかりと必要になるよという意識の醸成はできると考えております。

今後もそういった教育に関して、社会に生きるために自分たちが地域に何を還元できるかを考えられるような取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、18歳の選挙権が施行されました。それ以来、主権者教育の一環として新たな有権者となり得た年代に該当する高校生の政治的関心を高めるために行っている事業についてお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤 章） それでは、事業ということでご質問をいただきましたので、選挙啓発の関係の中で行っております事業ということで私のほうからお答えを申し上げます。

毎年、生涯学習の出前講座ということで生涯学習の場で使える講座等のメニュー、これの調整がございます。その中で選挙管理委員会事務局から選挙について学ぼうということで、実際には講話、それから模擬投票等の体験型、それらを組み合わせた形での講座を実施しております。

特に年代といたしましては、議員のほうからお話でしたが、18歳以上ということで選挙年齢が下がりましたが、小学生、それから中学生、さらには高校生という範囲で対象を設けております。時間としては1時間程度ということで実施しております。

この講座につきましては、実施に当たりましては当然ながら教育委員会並びにそれを実施します学校等の協力をいただいているということでございます。

ちなみに今年度ですけれども、先月11月になりますが、11月13日の月曜日に那須拓陽高校で、主権者教育ということで出前授業を実施しております。この日につきましては時間の関係上、模擬投票は行っておりませんが、選挙制度の解説等々を行っております。

最終的なところとすれば、継続的に主体的に投票に参加する主権者、有権者の育成ということが目標になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ただいま取り組みについてお伺いいたしました。

こちらの点でも先ほどの児童生徒にかぶってはしまうんですが、実際、執行部に投げかけられる場所の提供であったり、あるいは地域間で生徒同士が話し合っただけで今の模擬投票につなげるであつたりということにおきましては、議会という言葉をつけながらやっていくという体験もよりリアルにやることによって効果が上がると思うのですが、そこに投票率を絡めてしまいますとちょっと酷な質問にはなってしまうんですが、実際、社会的関心がなければ、その地域に関心がなければそういったところには結びつかない中で、こういった模擬議会の取り組みがあることによって効果が上がると感じているのですが、実際どのように考えているのか、再度お伺いしたいと思います。模擬議会を行うことよってのプラスの効果です、投票ではなくて。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。



○総務部長（伴内照和） 模擬議会を行うことよ  
うての効果ということでございますが、やはりこ  
れまでもお話ししていますように議会の内容、議  
員さんの活動内容とか、もちろん行政というまち  
づくりの基本になる部分、そういったものを実感  
できるそういうことによってやはり市政とか政治  
に関心が深まる、そういったところがこの模擬議  
会というものが有効に働くのではないかというふ  
うには感じております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。ぜひ  
こういった取り組みがその先につながるように期  
待したいと思います。

続きまして、(3)番、模擬議会における課題等と  
いうことで確かに対象年齢であったり、対象者を  
どうするか、テーマ設定をどうするかということ  
での課題等をお伺いいたしました。

実際、調べてみますと、子どもに対する議会体  
験のプログラムであったり、社会参加や発言権を  
具現化するための実施もありますが、地域によっ  
ては一般質問形式の再質問なしで、市長に一発回  
答を求めるやり方が主流であるということを知り  
ております。

また、その選び方なんですけど、おもしろい取  
組みしているところであれば干支議会と申しまし  
て、12年に1回、その干支で年齢制限を設けず招  
聘するやり方、あるいは二十歳という成人式を迎  
えた年に開催する成人式議会、そういった形でい  
ろいろな取り組みをして市長、執行部以下皆さん  
自分たちではちょっと忘れがちだった観点であ  
ったり、あるいはわかっていたけれども、なかなか  
具現化できなかったもの等々を受け入れて開催し  
ているというものがございました。

場所の提供等に関しましては、体育館であつた  
り、学校であつたりというのもたくさんあります

ので、そういった課題に関しましては多分クリア  
できるのかなと思われました。

最後に、模擬議会開催に向けた取り組みが必要  
ということで答弁も検討を行ってまいりたい、議  
会事務局と模擬議会の手法についてということ  
がありました。

市民が市政の仕組みや議会の活動等体験してい  
くことは、その周りの関係者にも影響を与えるも  
のと考えております。こういった取り組みを通し  
て市政への理解や関心を深めていくことは、市へ  
の愛着を育むまちづくりの一端を担うものである  
と認識しているという答弁があつたとおり、那須  
塩原市の未来を担う子どもたちには教育の面での  
活用をしていただきまして、また、自分が住むま  
ちの行政の仕組みや市政に対しての興味、関心  
を持たせるきっかけとして、そして若い世代が政治  
へ参加していく意識の底上げができる可能性を秘  
めた取り組みとしてもこの模擬議会の導入につい  
ては検討させていただきたいと思っております。

執行部におかれましては、こういった取り組み  
に対してご尽力をいただきまして、我々議会側と  
しても、これに見合う活動を通して市民全体の政  
治的関心の向上を目指すことで地域を考え、行動  
する市民の醸成を図られる取り組みになるように  
期待をいたしまして、この1番の質問を閉じさせ  
ていただきます。

続きまして、2、動物（犬や猫）と共生できる  
社会を目指して。

ペットとして犬や猫を飼う人が最近ふえていま  
す。飼う理由はさまざまだと思いますが、飼われ  
た犬や猫は人々に安らぎ等を与えるかわりに、人  
間に世話をしてもらい、ともに暮らしていく互恵  
の関係が成り立っていると考えます。

しかし、人の暮らしに変化が起きると、ペット  
であつたとしても無責任に捨てられてしまい、行

き場を失った犬や猫が迷走し、野良犬や野良猫になり、その多くは保健所等に捕獲され動物愛護指導センターに送られた後に、最終的には殺処分をされるという現状があります。ルールが守られれば動物の命を大切に、犬や猫が殺処分になるような事態を防ぐことも可能になります。

これからも人と動物がともに暮らしていくために、飼い主、事業者、ボランティア、NPO、行政が一体となり、殺処分に至らぬような啓発活動等を含め積極的な取り組みが必要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)犬や猫による苦情について市には寄せられているのか、お伺いいたします。また、それは年間どのぐらいあるのか、あわせてお伺いいたします。

(2)本市で捕獲された犬や猫の譲渡数と殺処分数についてお伺いいたします。

(3)ペットである犬や猫が不必要に繁殖してしまったときに、不当に捨てられてしまうことを防止するために市としてはどのような啓発を行っているのか、お伺いいたします。

(4)県との連携についてお伺いいたします。

(5)今後の犬や猫の殺処分に際し、動物愛護を充実させていくための施策を検討していく考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） それでは、2の動物（犬や猫）と共生できる社会を目指してについて順次お答えをいたします。

初めに、(1)の犬や猫による苦情について、市には寄せられているのか、また、それは年間どれくらいあるのかについてお答えをいたします。

犬や猫による苦情につきましては、平成28年度で犬が52件、猫が20件寄せられております。苦情

の内容といたしましては、野犬、犬の放し飼い、ふん尿被害、野良猫への餌やりなどが主なものとなっております。

次に、(2)の本市で捕獲された犬や猫の譲渡数と殺処分数についてお答えをいたします。

栃木県動物愛護指導センターによりますと、平成28年度の本市での犬の捕獲数は297頭、そのうち譲渡数は182頭、譲渡先未決定数が23頭、飼い主への返還が24頭、殺処分数は68頭であります。

猫については捕獲ではなく、引き取りとなりますが、引き取り数は14頭、そのうち譲渡数は7頭、飼い主への返還が2頭、殺処分数は5頭でありました。

次に、(3)の不当に捨てられてしまうことを防止するためにどのような啓発を行っているのかについてお答えを申し上げます。

現在行っております啓発といたしましては広報なすしおばら、市のホームページにおきまして、飼い主としての責任を自覚すること、終生愛情と責任を持って飼うこと、繁殖を望まない場合は不妊去勢手術を実施して繁殖制限をすることなど、適正な飼い方について啓発を行っているところでございます。また、市主催の消費生活と環境展においても犬や猫の適正な飼い方について、啓発を行っているところでございます。

次に、(4)の県との連携についてお答えいたします。

県との連携につきましては、毎年2回開催されております県主催の担当者会議におきまして情報交換を行っているほか、犬や猫の適正な飼い方を市が指導し、改善が見られない場合には動物愛護指導センターの職員とともに指導をしているところでございます。

最後に、(5)の今後の犬や猫の殺処分に際し、動物愛護を充実させていくための施策を検討してい

く考えがあるのかについてお答えを申し上げます。

犬や猫を終生愛情と責任を持って飼っていたために、今後も動物愛護指導センターと連携しながら飼い主へのさらなる指導、啓発を実施してまいりたいと考えております。

また、新たな施策につきましても、他自治体の先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁をいただきました。

(1)から(5)まで関連はしておりますので、一括にて入らせていただきます。

まず、1、2番は関連しているんですが、苦情に関する件数をいただきました。

まず、この苦情を受ける場所は実際どういったところに連絡が入るのかをお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） この苦情の相談窓口としましてはもちろん市役所の私どもの環境管理課、それから県のほうの先ほど申し上げました動物愛護指導センターのほうどちらかに入るとい形になるかと思えます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 実際1発目でそこにかけるかどうかというのはわからないので、ひょっとしたら市の代表であったり、窓口に行ってきたということも理解してよろしいですね、わかりました。

それでは、(2)の捕獲された犬や猫の譲渡数と殺処分数についての報告を受けました。

まず、捕獲数についてなんですが、私のほうには平成27年度動物愛護指導センターの情報しかな

かったものですが、そのときに閲覧をしてみても捕獲数が実はワーストワン残念ながらなんですが、それに関しての考えというか、原因も含めてわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 先ほど申し上げました捕獲数297頭28年度の数値になりますが、県全体の数から言うと約4分の1を占める、議員おっしゃるとおり県下一番の捕獲数となっております。

これも県からの情報になりますけれども、那須塩原地内の捕獲された場所をそれぞれデータベース化しているところなんですが、一番多いのが青木地区が135頭で約半数が青木地区という形になります。

捕獲された場所についてはいずれも畜産農家の敷地内が大部分でございまして、やはり牛の餌を求めてやってくる、あるいは子牛を狙ってやってくるという畜産農家さんの捕獲要請を受けまして市も同行しますが、県が捕獲した数字がこの数字ということで、それが結果的に県で一番の数字になっているのかなというところがございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

青木地区が断トツでということで今情報を教えていただいたんですけども、ということは飼い主から離れたような状況ではもうないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 飼い主いわゆる首輪をしている状態かないかと言えば、ほとんど全てが首輪のない状態、いわゆる野良犬、野犬というところで認識をしております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

それでは、その後殺処分までに至る経緯、もしこれがわかれば、捕獲されて、あるいは引き取りされてから殺処分に至る流れについてお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 捕獲されてから殺処分に至るまでの流れでございますが、まず、捕獲自体は県の権限になりますので、市のほうは側面からフォローという形になります。捕獲をしまして県のほうで一応預かっている状態で、そこから県のほうが犬の詳細の写真入りのホームページを掲載いたします。まずは飼い主がそれを見て引き取りに行けば、それですぐ返すというところがあります。

ホームページは大体7日間条例に基づいて掲載をしているところであります。その7日間の間に引き取り手がないという場合は、主に子犬が中心になりますけれども、月1度ほど県のほうで譲渡会を開催いたしましてその中で新しい飼い主を見つけるといふそういう流れになっております。

譲渡会でもなかなか飼い主が見つからないという形になりますと、県のほうに動物愛護団体というNPOのボランティアが主なものになりますけれども、県のほうの愛護指導センターのほうに登録をしておりますその愛護団体のほうへ引き取っていただくという形になります。

最後に、病気の犬であるとか、例えばなれない凶暴な犬とか、そういう形の最後まで残った犬が最終的に殺処分という形になるというところで県のほうから伺っております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 詳しくご説明いただきま

してありがとうございました。

それでは、先ほどの答弁の中で、捕獲された犬については飼い主に無事に戻った頭数が24頭であったということと、引き取られた猫については2頭とお聞きいたしました。実際この中で市への問い合わせ、あるいは先ほどの流れで出てきた動物愛護センターや県のほうに連絡が入ったことで無事に飼い主のもとへ帰っていったという理解でよろしいかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 議員おっしゃるとおり、大体は県のほうに入る形になるかと思うんですが。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 先ほどの3番のほうで県のほうの捕獲された流れ、あるいは今聞いたとおり先ほど部長が答弁いただいたようにホームページを見て無事に、あるいは相談していたところで合致したということで飼い主と、あと捕獲された段階での県の対応が早いからこういったいい流れでとまっているということが確認できました。

県のほうの譲渡会のほうが開催されていると聞いておりましたけれども、これ場所はどこでやっているかというのはわかるでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 先ほど申し上げた県の動物愛護指導センター、宇都宮でございます。その敷地内でやっているのかなという感じでございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

流れとそういった無事に戻った経緯を含めまして、3番のほうに移っていきたいと思います。

啓発については先ほど申したとおりさまざまな啓発がされているということで、那須塩原市においてもホームページのほうを見させてもらっておりますが、ホームページを見る限りでは物すごくしっかりと書いてあって、残念ながらインターネットに接続している人たちはしっかりと見られるかもしれません。

それ以外に実際犬が逃げていってしまったときの対応という感じでいきますと、今と昔ではやっぱり飼い方が違って、今現在でも庭に普通に首輪をつけて飼われている犬であったり、猫は首輪はつけていますけれども、チェーンとかひもはつながないとは思うんですけれども、そういった飼われている現状がある中で新興住宅とかの家であればなかなか逃げられない、柵があったりとかいろいろあるんですけれども、昔ながらある母屋つきの農家であったり、古いお宅では本当に放し飼い状態であってということが実際そういった状態になっていると思います。

この繁殖をしてしまわないために、そういったつながれて外で飼われているようなお家では他から来る野良犬、野良猫に実際知らないうちに雌犬であればおなかが大きくなっていくとかという実態があると聞いたものですから、そういったところの飼っている人たちがホームページがあればしっかり見ているということもあるんですけれども、わからず飼っているお宅に対してはどのようにやっているのかというものを再度お伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたPRについては、市のほうで年に1回から2回広報なすしおぼらとかホームページで正しく飼いましょうということこ

ろでPRはしているところがございますが、先ほどの広い農家なんかで放し飼いという犬を飼っているというお話がありましたけれども、犬については法律でちゃんときちんとつないで飼育しなさいという定めがありますので、それを前提に申し上げますと、まず、何といたっても野良犬とか野良猫をふやさないためにというところで言いますと、先ほどのPRの面から言いますと捨てた野良犬、捨てた子猫等が最終的にどうなるのかということ、つまり殺処分になるという現状を今の時点ではそう詳しくはPRはしておりませんが、県のほうの計画によりますと、今後の方策としましてはその辺の殺処分の現状を積極的に流していきたいという計画でありますし、市のほうもそれにあわせてもうちょっとリアルに犬や猫を捨てた結果それがどうなるか、例えばこれ私の個人的な感想ですけれども、どうも捨てた方は誰かが拾って飼ってくれるだろうとか、あるいは市や県で預かって新しい飼い主を見つけてくれるとそういう安易な考えで捨ててしまう方がかなりいらっしゃると思いますので、先ほど申し上げたように譲渡会で新しい飼い主が見つかる可能性もありますけれども、最終的には見つからなければ殺処分になる、つまり飼い主にとっては間接的に犬を殺してしまうというところがありますので、その辺の現状を詳しくPRをしていく必要があるんだろうと思います。

それから、先ほど申し上げました繁殖を望まない場合の不妊去勢手術、この辺もPRというか、啓発のほうは行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

まさに今言われたとおり、放し飼いと私表現してしまいましたが、外でひもでつながれていて

も容易に要は外から入ることができる環境をつくっているお家、そういったところに関しましては不当に繁殖をさせないような対策をするべきだという啓発、その飼い方のケースまで考えてやっていくのがいいのかなと思います。

実際、その繁殖にかかわらず、例えば狂犬病であればちょっと前にニュースになったと思うんですが、外国のほうで有名芸能人がエレベーターで乗る人のところのお客さんの膝かんじゃったら、その後亡くなってしまったという話もありますし、そういったところの対応もしていない、本当にただ飼うだけで番犬だみたいな飼い方をしている、昔ながらの飼い方のお家もあるかもしれません。

放されてしまった犬猫は人間に愛情もないまま育ち、過酷な状態で餌を求めて暮らしているわけですから、性格が荒くなってしまってそういった人に危害を及ぼすということがありますので、こういった流れに関してはしっかりとそのPRをしていただきたいなと思っております。

続きまして、4番のほうの県との連携なんですが、実際に指導を行って、県の方とともに行かなければならなかった事態みたいなのはあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 事例としてはございます。市の担当者が行ってもなかなか言うことを聞いてくれなかったり、例えば先ほど申し上げました狂犬病のところでは言いますと、犬の登録と狂犬病予防注射の実施は市のほうの業務になりますので、当然うちのほうでやりますけれども、なかなか何頭も飼っていらっしゃる方で、説得してもその辺も含めて全然言うことを聞いてくれないというケースも多々ありまして、その場合には、県のほうの愛護センターの職員と一緒に説得をする

という形も事例としてはございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 実際1つでだめなら2つでもということでそこまで指導しないと大ごとになってしまっは大変だということで、今後もしっかりと指導していただきたいと思っております。

最後の5番のほうに移らせていただきます。

答弁のほうでは、新たな施策についても先進事例を参考に検討を進めていくという答弁をいただきました。

飼われている動物は無償の愛や温かいご飯、住みよい環境が用意されているのに対しまして、飼い主に捨てられて繁殖してしまった動物たちは、先ほども申したとおり自分たちの力で生きていかなければならない上、保健所に連れていかれて殺されてしまう可能性があるという流れがあります。

実際に本市においては、先ほどまでの質問の流れで捨てられてしまう理由の中に繁殖があると思っております。飼い主のモラルの問題もありますが、飼った当初から自分たちが繁殖を望まなければ不妊去勢手術を受けることへの啓発はしていますが、その中でもその手術への補助金等が那須塩原市ではまだ制度がございません。

他市の動向を見ても14市の中では本市を含めて4市のみ、その需要を見きわめることも必要ですが、主治医等がいる飼い主などは問題がなく受けられるものが譲り受けた、あるいは拾って育てている方がいた場合にはそういった概念がないかもしれません。

そこで、最後になるんですが、まずは飼い方に関する、特に外で飼われているなどの啓発の方法をさらに強めていく、そして改めての告知、そして不妊去勢手術への補助に関しての検討について改めて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） まずは、先ほど申し上げたように不当に捨てられてしまう犬猫を減らすために何ができるかということで、今後啓発を強固に進めていくということが一つございます。

それから、もともと望まない子犬、子猫をふやさないためにというところでありまして、議員のおっしゃるように不妊去勢手術の実施が有効でありまして、今現在、那須塩原市では補助制度を実施しておりませんが、ご指摘のとおり県内で一番捕獲数が多いという不名誉なデータもございますので、その辺を踏まえまして、前向きに制度の実施について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 前向きに検討いただくことのご答弁いただきました。ぜひ取り組みが早ければ早いほど、数字の改善も図られてくると思います。

これまでに犬や猫に関しましては、動物愛護指導センターへ引き取られる前に動物たちを確保し、餌を与えて不妊去勢等への活動に取り組まれている団体も実はございます。また、そういった団体が近隣の那珂川町では年に2回大々的に啓発をして、手術を行える環境を整えているという事例もあるというのをお聞きいたしました。

また、そういった方々は不妊去勢手術を施した後、先ほど言ったとおり小さな子猫、子犬こちらの譲渡会を自主的に里親会ということでやっている団体を見に行ってみました。特段、動物たちを殺してはいけないという愛着を持っている意思のもと確認させていただいたので、やっぱり引き取った犬猫だからすぐ渡すではなくて、しっかりと指導して引き渡しているそうです。

そういった取り組みを本市でも何団体かあると

いうこともありましたので、ぜひお時間があれば意見交換等をしていただいて、その人たちのやっている活動とそういった団体でも市のほうでもバックアップができるようであれば話をさせていただきたいと思っております。市としての姿勢がしっかり取り組むことは、市民への安全安心なまちをつくる一つとしてしっかりと認識されていきます。

他県では、こういった殺処分に関して取り組んでいる団体をしっかりと支援もしておりまして、市町村の中ではふるさと納税の寄附金のメニューの中に動物殺処分を入れております。こういった県・市がありまして、そこには動物を愛する方々の寄附が殺到しているようでございます。

ただのふるさと納税の扱い方というよりは、その市で行っている事業に対して寄附をできる制度を那須塩原市はとっているもので、多分生活課のほうでいけば市政に関する、動物に関するという名目がありました。そういったところにもこういった殺処分ゼロに向けての取り組みをしていくよというところがあれば、応援してくださる那須塩原市出身の方が他県のほうから寄附をしてくれる可能性もあるとこういったのが一つ情報としていただきたいと思っております。もちろんいただいた寄附金を譲渡される犬猫の餌であったり、先ほど言ったとおり不妊去勢手術であったり、負傷した動物を治療するなどといった事業に活用されているということです。

動物たちをしっかりと愛し育てられなければ、それは私たち人間にも後に波及する可能性を秘めています。これはちょっと杞憂の念になってしまうんですが、これまで世間をにぎわせた人を危める凶悪な殺人犯、殺人事件の温床には必ず人を危める前に動物を殺している実態があるというデータもあるようでございます。本市でも迷惑だから動

物を痛めつけようとする人がいるかもしれません。

また、動物による近隣トラブルについても無責任と思われる行動をとることだからだと思っております。

こういった事例を減らすために、飼い主が悩んでしまったときには、まず相談できる体制があるだけで身勝手な理由で捨てられていくといったことを防げることができると考えております。

動物と言いながらも私たち人間と同じく尊い命を持っているこういった考えを市民が全員が持っていれば、結果として最悪なケースを回避できまして、動物の殺処分ゼロに向かっていけるのではないかと考えております。どうか人や動物も大切にとともに共生できる環境をつくり上げていただきたいと切にお願いいたしまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、3、公営住宅（市営住宅）の今後のあり方について。

市営住宅については、これまでも人口集中等による住宅不足への対応や低所得世帯等への良質な賃貸住宅の供給を通して、市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として大きな役割を果たしてきました。

しかし、建物の老朽化が進み、人口減少の問題が始まっている現在、これからの市営住宅のあり方について早急に対策を進めていかなければならないと考えることから以下の点についてお伺いいたします。

(1)現在の市営住宅の状況についてお伺いいたします。

(2)市営住宅への入居希望数について、現在の状況をお伺いいたします。

(3)市営住宅の今後の需要についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

(4)市営住宅の老朽化に伴い、リノベーションを

鑑みても市営住宅の廃止が考えられ、減少していくと予想されるのですが、市営住宅の戸数確保についての考えをお伺いいたします。

(5)本市においては、第2次総合計画でも公営住宅（市営住宅）の管理対策については明記されております。市内でもアパート等の入居人口が減っていくと予想される中、空き家等も含め民間のアパートなどを市営住宅として利活用していく考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 齊藤誠之議員の公営住宅関連のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、(1)の現在の市営住宅の状況についてお答えをいたします。

本市には稲村団地のほか18団地の市営住宅がございます。管理戸数は816戸ございます。

老朽化により募集停止をしております102戸を除く管理戸数は714戸でございます。現在562戸が入居しており、入居率は78.7%となります。

次に、(2)の市営住宅への入居希望数について、現在の状況についてお答えをいたします。

市営住宅への入居希望数につきましては、平成27年度では29世帯、28年度は26世帯、平成29年度は10月末で20世帯ございました。

次に、(3)の市営住宅の今後の需要についてどのように捉えているかについてお答えをいたします。

今後も人口減少は進行するものと思われまので、市営住宅の需要も減少していくものと考えております。

次に、(4)の市営住宅の戸数確保の考え方についてお答えをいたします。

市営住宅につきましては、平成23年3月に策定をいたしました市営住宅等長寿命化計画に基づき、



老朽化等の理由により116戸の用途廃止を行うこととしております。現在、移転交渉や解体を行っているところであります。

今後の人口減少や入居率等を勘案しながら、需要と供給のバランスを考えた適正な戸数の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(5)の民間アパート等の利活用についてお答えをいたします。

現在の市営住宅の入居率は先ほど申し上げましたとおり78.7%でございますので、現在のところ民間アパート等の利活用は考えておりません。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 市長からご答弁いただきました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、市営住宅の現状をお聞きいたしました。入居率が78.7ということだったんですが、入居されていない市営住宅はどういった物件が残っているのかという聞き方でいいのかあれなんです、どういったところに入居されていないのかというものをわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 市内にたくさんの市営住宅がございます。ただ、何ていいますか、その場所ごとに入居の人气があったり、なかったりというのがございまして、ただ、ばらばらでございまして、例えば稲村住宅の場合は中層の市営住宅が13棟ございますが、100%入っているのは二棟でございまして、一番低い入居率のところは66.7%というのが一棟ございます。ですから、そのような形で薄く広くあいているというふうに言えると思います。

ただ、西那須野地区につきましては大変要望が

多いということもありまして、西那須野地区の入居率は若干高いのかなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ちょっと答弁難しくして申しわけございませんでした。

実際聞きたかったのは入れる場所の条件を満たしたときにどこに入るか、あるいはそういった集合住宅ですね、1つの棟の中の何階に住むとかという要望はその住む方が選べる条件として入っているのかどうか、お伺いしたいんですけれども。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 今古い平屋建ての木造の住宅などは耐用年数とっくに切れているというのでもございまして、これからの管理の修繕料とかが増すということもありまして、当然需要も減っていますので、どんどん要対処していくという計画でいますので、そこはもう入居自体を募集しておりません。

あいているところ、あきが出ているところがありますので、そこにはいつでも入っていただけるということなんですけれども、どうしてもこの地域でなければ嫌だというような方もいらっしゃいますので、そうなりますと抽せんをさせていただきますということになります。

それから、例えばあそこの住宅の何階に住みたいというのは、あいていけばもちろん住んでいただけるということになります。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

今最後のほうに聞こうと思ったんですけれども、条件が合わず抽せんになっているというところの方もいるということは今確認できたので、その中で先ほど言ったとおり市営住宅の現在の入居希望

数の話なんですけれども、10月末で20世帯とありました。こういった方々は転居ではなくて、新たにいろいろ家庭の事情があって住みたいんだという新規の方なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 例えば平成29年ことしの20世帯ということでございますけれども、これは全て転居です。

それから、市営住宅にお住いになれる方というのは条件がございまして、市に住んでいるかまたは市に通勤しているというような方、それから3カ月以内に市に就職をして転入してくるよというような方も入ることができます。そういう方も私の知っている限りでは1件間違いなくはございましたので、そういうことで転居等によって入ってくる方が全てでございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

続きまして、では、3番のほうに移させていただきます。

市営住宅の今後の需要については人口減少が進んでいくと思われるので、需要も減っていくというご答弁をいただきました。

実際に市営住宅に現在入居なされている年齢の割合なんかはざっくりわかるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 年齢構成につきましても集計がございまして、ちょっとご報告をさせていただきます。

これはことしの11月1日現在の数字でございますので、全ての階層をお話ししたほうがよろしいで

しょうか、細かく。

○7番（齊藤誠之議員） 大まかで。

○建設部長（稲見一美） 大まかで。

それでは、まず、ゼロ歳から14歳までの構成比が14.8%、それから15歳から64歳までの構成比が58.1%、65歳以上が27.1%という構成比になっております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ここで年齢構成を聞きたかったのは、人口減少をどこの部分にクローズアップしているのかなということで聞きたかったということだったんですけれども、確かに人口減少は数値的には下がっていくというものは日本中どこでも考えていることなんです、市営住宅の需要というものを果たして比例して考えていいものかどうかを改めてお聞きしたかったということでございますが、その辺についてはどう考えていらっしゃるか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 市営住宅の年齢構成比と、それから現在的那須塩原市の年齢構成比をちょっと比べてお話をさせていただければと思いますが、これは平成27年度の国勢調査の数字ですから2年ほどギャップがございまして、先ほど申し上げましたのは29年11月1日現在の実数ということだったものですから。

15歳未満の数字を比べますと、那須塩原市は13.7%でした。先ほども申し上げましたけれども、市営住宅に入居されている15歳未満の方は14.8%、ですから2年たっても1%ほど市営住宅に住んでいる15歳未満は多いと。それから、15歳から64歳までは那須塩原市は62.2%でしたが、市営住宅のほうは58.1%でちょっと下がると。働いていらっしゃる年齢階層の部分では市営住宅のほうが低く

なると。それから、65歳以上ですが、那須塩原市は24.1%、市営住宅が27.1%ということで、やはり65歳以上は市営住宅のほうがほんの少しですが高いというふうになりますので、市営住宅の場合はそういうことで所得の低い方に対する住宅供給という性格がございますので、このようなことになるのかなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。年齢構成比と現状の入居率を比べてみると、大体は今後は需要が減っていく可能性があるということの数値がわかりました。

じゃ、続きまして、4、5に関しまして一括にて再質問させていただきたいと思います。

まず、市営住宅の構成というかつくり方なんです、本市におきましては直接建設型というものでよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 直接建設型とおっしゃるのは、多分市がハード整備をしてそこに入居していただくということですよ。となりますと、やはりこれは市が国からの補助金を受けて全て市がつくったものでありまして、それ以外の形態はないということでございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

それでは、答弁のほうで、今後、戸数確保についてはバランスを見ながらという答弁がございました。この中でちょっと気になったのは、今後116戸の用途廃止を行うという答弁がありました。あと一番最初の答弁では、102戸の入居募集を停止している場所があるという答弁がございました。

これ実際に今後の計画では、今ある714戸から

116戸を最終的には廃止していく残りが今後残っていくという話でいいのかを再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 用途廃止に関する考え方なんですけれども、那須塩原市の住宅マスタープランというものをつくりました。そのときに栃木県などの上位法令とリンクをさせてつくったわけなんですけれども、この住宅マスタープランをつくったときは世帯のフレームの考え方としましては、市営住宅平成32年の10年後には最低どれだけあれば十分足りるのかということで、市営住宅では615、県営住宅で402戸あれば何とか賄えるぎりぎりの線ということになりますので、そういうことでマスタープランのほうではつくらせていただきました。

先ほどの老朽化によって募集停止をしている102戸を除く管理戸数が714ということですから、現在市で持っている住宅は816戸分あるわけでございます。これを需要にあわせてどんどん減らしていかなきゃならないということで、ただ、実際にご報告させていただいた現在の入居数562、そのほかに募集を停止している部分というのはこれから取り壊す予定があるということ。

それから、募集を停止しませんとというか、すぐに取り壊したいから申しわけありませんけれども、住みかえてくださいというふうをお願いしてもすぐに住みかえてもらえません。3年も4年もかかるというのがありますので、早目に住みかえのお願いをしているということございまして、そういうことで私どもの総合計画の基本計画の目標値は、平成33年に最終的に所有している816戸から719戸まで減らしたいと。ただ、これはもっと加速させなければならない、目標値を上回るよ

うなスピードで用途廃止をしていかなきゃならないというふうには担当としては考えております。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございます。

ということは、確認というとあれなんですけれども、今後新しいものはまず建設しないということではよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） おっしゃるとおりでございます。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

それでは、市営住宅の確保については、今ご答弁があったとおり加速度的に減らしていかなければならないという話がありました。

ただ、市営住宅へ入る一定の要件として先ほどあったとおり数々のハードルがあります。その中で5番については現在利活用として考えていく気はないという話だったんですけれども、実際、市営住宅自体に住ませることは可能でありながら、最終的に収入等がふえてしまうと出なければいけないこういったルールにのっとって考えていくと、市営住宅のここの場所があいているよという管理だけのために入ってくださいという条項だけではなくてしまうような気がしたので、今回こういった話をさせていただきました。

実際アパート等の利活用については第2次総合計画にも書いてあるので、今後どう考えていくかというところが争点にはなっていくと思うんですが、そういったところに家賃補助をすることで入居を出なければいけないという条件が外れるということ、そして長く生活できるときに安定した住環境を整えることができるというものに関しては、

今後市で抱えている市営住宅の加速度的な解体とかそういったのも含めた予算、あるいは長寿命化をして何十年間ともたす維持管理のコストを考えたときに、ひょっとしたらアパートを民間の活用をしたほうがどちら的にもいい状態になるのではないかとということで、改めて総合計画に書いてある一つとして今回質問させていただきました。

そういった考えを考えていきますと、市営住宅を確保することはもちろん、その中の市民の方の住み方に関してもそういった手法に関しては今後どこかでは考えていくのかなと思うんですけれども、そういった先の含みに関してはどういう考えがあるか、最後お伺いしたいんですけれども。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 民間住宅の活用ということで質問をいただきました。

住宅セーフティーネット法などもできまして、民間住宅の空き家問題というのが非常にクローズアップされてきているのかなというふうに考えておりますけれども、住宅セーフティーネット法の制度をつくった動機などをちょっと調べてみますと、大都市圏での公営住宅の供給が全く間に合っていないというのが原因のようございまして、東京都では公営住宅の募集に対して22倍を超える応募があると。ですから、住宅の要支援者であるから申し込んでいるのに20分の1しか当選しない、残りの人は公営住宅に入れないとこういうせっぱ詰まった状況があって、住宅セーフティーネット法が制定されたのではないかなというふうに考えております。

私ども市でやっている市営住宅でございます。これは税金を投入してやっているわけでございます。建てるときは国の補助金をもらって建てているわけでございますけれども、この目的としまし

ては議員もよくご存じだとは思いますが、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で賃貸することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するというのが目的でございますので、例えば制限所得をオーバーした方、実際にいらっしゃいます。そういう方は私のほうで通知を差し上げまして、あなたは所得をオーバーしていらっしゃいますので、できる限り転居、お住みかえをお願いします。ただ、強制的なことではやりませんので、そういう方も何人かまだ住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういうことで、低額所得者に対する社会福祉の増進が目的ということですので、やはり収入が多くなった方はお家をできれば空き家を買っていただいて住んでいただくとか、高級なマンションに住んでいただくとかそういうことをお願いしたい。

それから、市営住宅があることで民間住宅の家賃の高騰を防いでいるというような、そういう効果もあるんじゃないかなというふうに考えております。

そういうことでご提案ではございますけれども、今ある中高層住宅が本当に老朽化してもう住めないというような場合には、そうなりましたら今度は民間にお願いするのは当然考えられることでございますが、中高層の耐用年数45年以上ありますので、できるだけ長く長寿命化を図りながら、遠い将来は当然議員おっしゃるような制度を取り入れていかなければならないんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（君島一郎議員） 7番、齊藤誠之議員。

○7番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

アパートの活用に関しましては先ほど言ったとおり収入が得たから優しく出ていってくださいといいながらも、その人が安定して固定しているか

がまだわからないという状況があったときに、対策としてはそういった民間のアパートがあれば補助金で対応できるということで、これは姉妹都市のひたちなか市が実際取り入れてやっていることということだったので、その事例も含めましてご紹介させていただきました。

とにかく市営住宅のあり方については、住宅における先ほど部長のほうからありましたセーフティネットであると同時に、どのように運営していくかを考えながら管理していくことが必要であるということは計画でもうたっております。

公共という名がつくとおり、長寿命化をするにしても税金を投入して維持管理をしていかなければなりません。入居のバランスをとっていきながらもそこに係る経費等も勘案し、言い方は変なんですけれども、最低限の投資によって最高のパフォーマンスになるよう、そして入居している方が不安にならず安心して住んでいられる市営住宅の管理並びに計画を確実に進めていただきたいと要望しまして、この項の質問を終了させていただきます。

以上で私の市政一般を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で7番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 星 宏 子 議 員

○議長（君島一郎議員） 次に、8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 議席番号8番、公明クラブ、星宏子です。

通告に従い、市政一般質問を開始いたします。

1、障害のある人も自立した生活を送れる市となるように。

障害者差別解消法が平成28年4月に制定され、国では合理的配慮の推進のリーフレットを配布し、先月には市もヘルプカードの配布が開始され、障害を持つ方への支援が広まりつつあります。

障害を持つ方の支援のあり方は一人一人違いますが、那須塩原市障害者計画の基本理念は、ともに生きる社会づくり、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指すにあります。

本市の福祉計画基本理念を実現する取り組みとして、以下について伺います。

(1)本市において、手話言語及び障害者コミュニケーション手段の促進に関する条例制定等の考えはあるか、お伺いします。

(2)聴覚障害を持つ児童生徒への支援の拡大の考えをお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） それでは、私のほうから1の障害のある人も自立した生活を送れる市となるようにについて、(1)についてお答えいたします。

条例制定の考えについてということでございますが、現在全国の一部の自治体で制定されています手話言語及び障害者コミュニケーション手段の促進に関する条例については、手話を一つの言語

として認知し、取得や普及を推進すること、障害の特性に応じた多様な情報取得やコミュニケーション手段の普及を推進することを目的としております。

本市におきましては現在のところ条例制定は考えてございませんが、手話の取得普及、多様な情報取得等の手段の普及につきましては、鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 私のほうから(2)の聴覚障害を持つ児童生徒への支援の拡大の考えについてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、聴覚障害のある児童生徒を対象とした難聴特別支援学級は西那須野地区の小学校に1校設置をいたしておきまして、3名の児童が在籍をしております。このうち6年生1名の進学に伴いまして中学校におきましても特別な支援が必要だと判断し、難聴特別支援学級の新設を現在県に申請をしているというところでございます。

また、黒磯地区におきましても、補聴器等を使用している難聴特別支援学級の対象となる子が来年度小学校への入学を予定していることから、新たに黒磯地区の小学校にも難聴特別支援学級の新設を現在県に申請をしているという状況にございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 1番と2番と関連をしておりますので、一括で再質問いたします。

中学校に難聴特別支援学級、ことしから新入生が入入るということで県のほうに申請中との答弁をいただきましたが、申請の許可というのは、出る時期というのは大体いつごろになるかわかりになりましたらお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これまでの例ですと、学級編制につきましては2月1日の段階の在籍数でほぼ決まってくるような状況にありますので、2月ぐらいにならないとちょっとわからない状況にあるかというふうに思っていますが、当然必然性がありますので、私どものほうでも県のほうに十分要請をしていきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 2月といいますと保護者の方はやはり非常に気になる部分だと思います。やはり早く決まれば早く準備もできますし、それに当たって心構えなんかもできるのだと思うのですけれども、仮に例えば申請が通らなくて、やはり違うそういった今現在ある難聴特別クラスのほうに移動してくださいというそちらのほうを勧められた場合、そうしますと、この近辺で言いますと宇都宮あたりになるのかなと思うんですが、それを考えたときに地元に残りたくても残れない、また、宇都宮のほうに行かなきゃいけないと、その特別クラスがあるところに移動しなきゃいけないというのはかなりの負担になるのではないかと思います。

県のほうにもさらに引き続きしっかり声をかけていただきながら、それが地元の中学校でしっかりと受け入れできるような形で要望が通るようにしっかり働きかけをしていただきたいと思いますし、また、黒磯地区にもまた1年生が入るということで小学校のほうに申請中ということで答弁をいただきましたが、例えばこういった申請が通った場合、今通るかどうかわからない状態ではあるんですけども、通った場合に際しまして教師、先生たちの加配というものも当然考えていかななくてはいけないと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 学級の設置となれば、当然のことながらここには担任の先生がつきます。ただ、それに加えて加配というのはまたちょっと別なものでございますので、今後どうなるかは十分我々も状況をよく把握して、それを県のほうに伝えて、極力開設される方向になるように努力をしてみたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

本当にたればの話にはなっていますが、今現在、大山小学校のほうにもひびきという特別難聴支援クラスがありますけれども、そちらのほうに3名在籍をされていると思うんですけれども、その担当の先生はかなりそういった勉強もされて、一生懸命難聴ということに対してどういう困難さがあるのか、どういう指導方法がいいのか、どういった教え方がいいのかとかということでもよくノウハウをわかっていらっしゃる先生だと思いますので、そういった先生などのアドバイスも受けながら、例えば中学校に新しく新設がされるとなると、中学校の先生はそういったノウハウを知らない方が多いと思いますので、そういった小中の連携という部分に関しましても申請通る前から準備するのもどうなのかと思いますが、そういった準備的な部分も突然決まって突然やりますというのも大変で間に合わなくなってしまう場合もあると思ってあえてお聞きしますが、そういった連携はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 当然私どもも申請をして

いるわけでありますので、そのための準備というのは同時に進めております。

また、既に設置されている学級につきましても3年前に新しく開設をしたわけでありますので、当初はある意味ちょっと試行錯誤の部分もありましたが、その辺につきましても、県立の特別支援学校のほうからいろいろアドバイスをいただきながら、先生ご自身もしっかりと勉強なされて今日に至っているわけでありますので、同様に今後新設がかなった場合に、小中の連携を含めて、あるいは県立との連携も含めまして十分な指導体制がとれるように、またそして施設整備の面につきましてもしっかりと準備をして、いい答えを私どもも待ちたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

保護者の方もやはり特別支援教室もちろんあったほうが良いと思うんです。保護者の方もそれを希望されておりますし、それと同時に、中学校に入学をするとなるとその先高校の進学ということも考えたときに、やはり普通学級との学力との差がつくのも心配であるという一方の声もお聞きしております。

やはり特別支援教室に通級しながらも学力のレベルもきちんと保ってもらいたい、もらえればというようなお声も聞いておりますので、また、中学校は科目によって教科担任制になっておりますので、先生によってさまざまだとは思いますが、そういった取り組みなどもしっかりと支援をしていただければと思いますが、そういった高校進学というのも視野に入れた部分での学習指導ということも今の時点で、またたればになってしまっていますが、お考えに入っていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 当然中学校に入学した場合には、その先の進路選択というのが控えております。現在でも県立高校の入試に当たっては、特別な配慮を必要とされる生徒につきましてもそういった対応ができるように要綱上もなっておりますので、今後その中学校に進学されたお子さんのこれからのフォローにつきましても、十分な体制でかかわっていきたくと考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひお願いします。

国連では、平成18年に障害者の権利に関する条約が採択をされました。条約では「Nothing About Us Without Us、私たちのことを私たち抜きに決めないで」とのスローガンのもと、障害者自身が意見を述べ、その考えが反映されたものとなっております。

日本は平成26年1月にこの考えのもと条約に批准した経過があるためお伺いするのですが、聴覚障害を持つ方やまたその保護者、各団体、学校との連絡協議会を持ちまして、具体的にどういった支援をすればその難聴、例えばいろいろ見え方だったりとか聞こえ方だったりとかさまざま子どもにとって特別支援教室に通うお子様の状況などはあると思いますけれども、各種団体の方との連絡協議会なども持ちながらどういうふうになればより過ごしやすいというか、学校生活の中でも勉強とか、また学校生活を送れるかとかというものを話し合う機会を持つようなことも考えの一つには入れられないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほどお答えしましたとおり、この難聴特別支援学級の開設はまだ歴史が



浅いわけでありますので、我々もまだまだ十分なノウハウを持っているというわけではない部分もございませう。今後さまざまな課題が当然出てくるんだらうというふうに思っておりますので、必要なものにつきましては関係する団体とも十分連携を図りながら、体制をしっかりと整えていく努力は引き続きやってまいりたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひそういったことも考えの視野の中に入れつつ、やはり県北地域におきましてはその難聴クラスがあるのは那須塩原市のみでありますし、難聴クラスがないほかの自治体の方などでは、保護者の方が毎日宇都宮のほうに送迎をしているというお話も聞いております。

そうした体制をしっかりと整えていくということで、那須塩原市は県北の中心都市でありますので、難聴の特別支援の教室への県北広域で受け入れる体制を組んでいくということも一つ視野に入れながら、県のほうにしっかりと体制を整えていくので、そういった申請も通していただきたいと強く要望を出してはどうかと、これは私の提案ではありますけれども、そういった部分での広い視野に立った中でのお考えというのはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 広域的な受け入れということでございますけれども、難聴に限らず、自治体間での就学につきましては区域外就学という制度がございまして、当該の教育委員会での協議の中で許可されるケースがございませうので、そういった扱いの中で必要があれば対応できるんじゃないのかなとこんなふうを考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そういった受け入れ態勢

もできるということは今お聞きしましたので、しっかりまたほかの自治体の担当の方、また、そういう入学希望をされる方とかがいるという情報を得たときとかさまざまな機会のときに、皆さんにそれを知っている方のほうがむしろ少ないのではないかと思うので、連携強化のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、そうした中で今度は(1)番の条例制定の考えに移らせていただきたいのですが、手話取得の条例の制定の考えはないけれども、今鋭意取り組んでいることがありますという答弁をいただきましたが、その取り組んでいる内容を具体的に教えていただければと思ひます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 私どものほうで今現在取り組んでいる事業ということなんですけれども、幾つかございませうが、主なものといたしましてはまず、手話奉仕員その養成講座というものをやっております。それと、中途失聴・難聴者のための手話独話教室、そのところが主なものでございませう。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そうした取り組みもしているということでお伺ひして、これも本当に市独自のものとして誇れるものだと思います。

また、そういった難聴の方ですとか、またいろいろな障害をお持ちの方で情報の取得というのもとても大切なものにはなってくると思ひますが、その情報取得の有効な手段としましては市のホームページから情報を得る市民の方もたくさんいらっしゃると思ひますけれども、難聴とか視覚に障害を持つ方もホームページを閲覧されることもあると思ひます。このホームページもバリアフリー

になってはいますけれども、外国語表示だったりとか音声で読み上げだったりとか文字拡大の表示もあるんですが、これがなかなかちょっと気づきにくいのかなと利用しづらさをちょっと感じました。

障害を持っている方の意見を取り入れてホームページを見やすくそういった部分もわかりやすく表示されるのはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ホームページの作りのお話でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり視覚障害があられる方、あるいは難聴の方に対するホームページといったものの使い勝手というのがどうかというようなお話だと思いますが、やはり我々としてもアクセシビリティといったものを大切にしています。それは何かというと、いろいろな障害がある方も全ての方も使いやすい、使い勝手のいいホームページにしていかなくちゃならないということが一つのテーマでございます。

そういうことからいたしまして今のホームページにつきましても音声の読み上げ機能であるとか、あとはちょっと視力が弱い方に関しては、バックボーンの色を黄色に変えてみたり黒にかえてみたりすることによって文字をより鮮明にするといったようなさまざまな機能を設置して、鋭意そういうような工夫をさせていただいているということでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そのホームページ閲覧のウェブアクセシビリティということでホームページも気がつかなかったんですけども、徳島市

のほうでホームページの作成物すごく先進的なものをつくっているということのをちょっと聞いて開いてみましたら、上のほうにちょっと案内が出ていて、そこをクリックすると横のほうにリモコンが出てきて、音声読み上げだったり、外国語表示、文字表示ができたりしているんですが、那須塩原市のやつ外国語が上で、下のほうがいろいろ不自由な方ということでの操作するところがあります。

それを一つにしてどこかぱっとわかりやすい、目につきやすいといっても真ん中にはちょっと表示はできないと思うんですけども、それなりにわかりやすいところで表示していただくと利用しやすいのかなと思ひまして、私も徳島市のホームページを見て、那須塩原市これいいじゃないかと思ってお伺いをしたところ、もうやっています、既にとっていますということですのでごく感激をしたところではあるんですが、それがまたわかりやすさ、多分これを行っていることを知らない方のほうが多いのではないかと思うので、わかりやすく表示していただければいいなと思っていたのですが、また、その評価のほうでも最高ランクという部分ではトリプルAということで評価がありますが、その次、那須塩原市のほうはダブルAをいただいているということで高評価を得ておりますので、トリプルAを目指してさらに情報化のバリアフリーの推進をしていただければと思います。

そういった市独自のまた取り組みとかそういったウェブアクセシビリティ、トリプルAということで情報ツールのバリアフリーでしたりとか、また、市独自の取り組みの中途失聴・難聴の手話教室でしたりとか手話奉仕員の養成講座ですとかそういったもの、また、難聴クラスも増設、今申請中ということでしっかりばらばらに今まで一つ一つ取り組まれて実施されておりますけれども、

やはり条例を制定することによってそういったばらばらのものが一つになって、またそれをバリアフリーとしてしっかり多様な情報取得、手段の普及ということが推進していくのではないかとこの考えのもとに今回質問をさせていただきました。

栃木県の中でこの条例を制定しているところはまだ一つもございませんが、那須塩原市が一番に条例制定をしてはどうかと提案をしたいのですが、改めて市の考えをお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 改めて条例制定の考えをということだったんですけども、一応最初、手話言語というところだったのがそのほかにコミュニケーションのほうも入ってきてコミュニケーションに苦勞するところというのは聴覚障害の方だけではなく、いろんな障害を持った方のところまで及んでいきますので、そこら辺も考えてほかの先進の既に条例を制定している市町、それから県がございまして、そこら辺も考えながら、あと、条例化するということは市の役割のほかに市民の方の役割、それから業者の方というか、ほかの方等との役割も入ってきますので、関係部局と検討しながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ研究を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2番の質問へと移ります。

赤ちゃんへの読み聞かせのさらなる推進を。

読書通帳の本格開始により市民に図書館を利用していただけるきっかけとなり、さらなる読書率アップが期待されます。

乳児家庭全戸訪問の際、母子保健推進員が届け

ているファーストブックプレゼントも大変に好評を得ております。赤ちゃんのころに母親から読み聞かせをしてもらった子どもは、そうでない子どもに比べて言語習得で大きく成果が上がっているとの調査結果があり、さらに想像力、語彙力、表現力、集中力、考える力、注意力、文章理解力などさまざまな能力を育てることができると言われております。

読み聞かせの充実を図ることにより、心豊かな那須塩原っ子がすくすくと育っていけるように以下についてお伺いをします。

(1)赤ちゃんのための読書通帳の作成について。

(2)セカンドブック事業の導入について。

(3)図書館に赤ちゃんタイムの導入について伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 2の赤ちゃんへの読み聞かせのさらなる推進について、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の赤ちゃんのための読書通帳の作成についてお答えをいたします。

読書通帳につきましては、昨年12月から試行的に実施をいたしまして、今年度から本格的に開始をしたところでございます。

読書通帳は小中学生だけではなく、希望があれば乳幼児を持つ保護者にも配布しておりますので、この通帳を活用していただきたいと考えております。

次に、(2)のセカンドブック事業の導入についてお答えをいたします。

子どもの読書活動については、第2期那須塩原市子どもの読書活動推進計画を本年3月に作成をいたしました。家庭における読書活動の推進を目

的として、ブックスタート事業に取り組んでいるところでございます。

セカンドブック事業につきましては、対象年齢や配布方法などについて調査研究を始めたところでございます。

最後に、(3)の赤ちゃんタイムの導入についてお答えをいたします。

現在、市内図書館では、のびのびタイムの名称で赤ちゃんタイムを実施しております。実施日時につきましては各館ごとに違ってはいますが、各図書館内に実施時間の案内を掲示をして運用をしているというところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、順次、再質問させていただきます。

(1)の赤ちゃんのための読書通帳ですが、乳幼児にも読書通帳を配布しているということで、それを利活用してもらいたいという答弁でしたが、例えば赤ちゃんができたというときに母子手帳を交付されると思うんですけども、そのときにベビー用の通帳、絵本通帳でもいいと思いますが、母子手帳の中に入れてお母さんにお渡しをして、それで赤ちゃんが生まれたときにブックスタート事業で絵本をもらったときから使用できるようにしたりとか、また、そういったところでの活用といいますか、とりに来てくださるのではなく、ファーストブックで絵本をもらったときからこの赤ちゃんの手帳を使ってねということでお渡しできる方法がいいのではないかと思ったんですが、そういった部分での活用は考えられないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 母子手帳の中にファース

トブックの配布と同時にそういう読書通帳を配布してはどうかということでございますが、母子手帳につきましては赤ちゃん生まれる前からそれをお配りする、部署的には保健福祉部のほうでお配りをするということですが、それと同時にという赤ちゃん用のということで先ほど答弁を申し上げましたように、今回つくったものにつきましているような年代を問わずに利用ができるということでございますので、赤ちゃん用の読書のカードもつくれますし、そのお母さんの読書通帳もつくれますので、先ほども答弁いたしました、今つくって運用を開始したところでございます。デザインも刷新したということでございまして、デザインを赤ちゃん用ということで今後できればとは思いますが、現在始まったところでございますので、その辺の有効活用をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 要は母子手帳の中に入れられればそれをいつでも持って歩けるし、また、ファーストブックでやり始めながらそれ赤ちゃんのとき専用で、何ていうんでしょう、その中に書いたものをそのまま今度母子手帳と一緒にその赤ちゃんが大きくなったときに子どもにお渡しができるし、それを見たときにそのお子様、お母さんこういう本を読んでもらったんだなというのも記録として残るので、それはそれでいいのかと思ったんですが、多分、今配布してくださっている読書通帳大きくて入らないんじゃないかなと思うんですけども、今後これがきちんと軌道に乗ったときに、さらなる読書推進事業ということを考えての時の一つの中に入れていただければと思います。

続きまして、(2)のセカンドブック事業の導入ということで、今調査研究を始めたところすとい

う答弁をいただきましたが、確かに調べると自治体によってさまざまです、いろいろな考え方があるなどは思ったんですが、例えばブックスタートのときの母子健康推進員さんが全戸訪問をされて絵本をプレゼントされておりますが、一律に同じ時期に全員というのが一番手取り早いのだと思うんですけども、そこで一つやはり気になるご家庭というもおとといでしたか、やはり気になる家庭はあるのではないかとこの部分での質問もありましたけれども、そういったちょっと気になる所、気になるご家庭、行ってもドアをあけてくれないとかそういったところに関しましてもう一度やはり行かなきゃいけないとか、ちょっとここ気になるんだけど、早目に対応したほうがいいのではないかとこのときに、今度セカンドブックをお持ちしながら、例えば半年たったりとか1歳になったときにお届けをするようなそういった部分で活用ができないかどうか、また、現状の確認ということも含めて取り組みができないかと思ひまして質問させていただいたのですが、そういった部分ではどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） このセカンドブックを保健福祉サイドで今現在やっている乳児の全戸訪問の延長でやってはいかかというご提案だったと思うんですけども、まず、全戸訪問の事業を拡大することになるかと思ひますので、それについてはちょっとこの場ではお答えできないところなんです、昨日お答えしたときに、全戸訪問のときに回れなかったご家庭の理由として拒否ということをお答えさせていただいたんですが、あの後担当のほうに確認しましたところ、例えば昨年度でありますと実際お会いできな

かった方は3名ということで、そこはどちらかというご実家に帰られて出産していたりとかそんな形でなかなか会えなかったということで、そういう方たちに対してはまた後日ということで対応をしているということをお伺いいたします。

でも、議員が今ご提案いただいたのはまた別の形でも考えられますが、今ご答弁申し上げましたように全戸訪問また別の機会に、年齢のときに行うということについては、ちょっと今この時点ではお答えを差し控えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） どの時期に配布したらいいかという部分に関しましてはそれぞれあると思ひますので、よく調査研究進めていただいて、やはり絵本のこういったファーストブック事業もとてもお母さんたちにも好評ですし、セカンドブックということでやはり今度は子どもが例えば本を読む力がついたとき、これも絵本に触れるととてもいい、絵本というか児童書になるかわかりませんが、読書推進ということに関しましては、子どもの本当に育つ上では大切な事業になってくると思ひますので、ぜひこういった事業も進めていただければと思ひます。

続きまして、(3)番の図書館に赤ちゃんタイムの導入についてなんです、のびのびタイムの時間があるということで、それが赤ちゃんタイムということで館ごとに違うというお話でしたが、さっきの赤ちゃん通帳に戻ってしまうんですが、提案としては赤ちゃんのほうの絵本読書通帳の中にそののびのびタイムなどの時間を記入して、お母さんとかにもお配りしてはどうかと思ひんですが、今お母さんたちとかには図書館に行かないとそののびのびタイムというのが何時にあるかとかとい

うのがわからないのかどうか、ホームページとかにも知らせているのかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育部長。

○教育部長（稲見一志） ホームページのほうには掲載にはちょっとなっていないかと思えます。

館に表示がされておまして、館のほうで先ほど申しましたように曜日とか時間帯を分けまして実施をしているというところをごさいます、その辺については今後PRをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひPRしていただければと思います。子どもを連れて図書館に行くというのが本当に行きやすくなるなと思えますし、さらに利用してくださる方がふえればと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

ブックスタート、セカンドブック事業を通して赤ちゃんとまたママ、パパ、おじいちゃん、おばあちゃんとの触れ合いや、また優しい言葉のやりとりだったり、また、絵本からあふれ出す言葉のシャワーと想像力、わくわくするような時間の共有、2冊の本のプレゼント事業かもしれませんが、そこから生まれるかけがえのない時間は赤ちゃんが成長する過程で何にも変えられない命に刻まれるダイヤモンドとなると思えます。そのダイヤの原石が光り輝くお手伝いが市が担っていくということをしっかりと私は願っておりますので、こういったブックスタート事業、また読書通帳もさらに拡大していただきたいと思いますし、セカンドブック事業も調査研究にとどまらず、しっかりと実施していただけるように前向きに推進していただければと思ひまして、この質問を終わらせ

ていただきます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。  
午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時59分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで、教育部長より発言があります。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 先ほど星宏子議員の質問の回答の中で、図書館の「のびのびタイム」のことで、市のホームページには載っておりませんという回答を申し上げたところでございます。

市のホームページには載っていないんですが、図書館のホームページのほうには載っております。ですから、市のホームページに入った場合には、その中から図書館のほうに入ってくださいまして、そちらから図書館のほうに入ってくださいましたら載っております。最初から図書館のほうに入ってくださいましたら載っておりますので、すみませんが、そのようにご訂正をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

—————◇—————

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 続きまして、3番に移ります。

3、児童生徒の防災士育成について。

那須塩原市は、防災士が県内で2番目に多く、防災、減災に力を入れています。そのような中、父親が防災士の資格を取得したことをきっかけにして、地域の災害について関心を持った中学生が防災士の資格を取得したいと希望している家庭も出てきました。那須塩原市の取り組みが世代を超えて受け継がれている意義は大きいと考えます。しかし、防災士資格取得対象は大人であり、学生には枠がありません。

NPO法人栃木県防災士会の設立10周年記念式典において、気象庁宇都宮地方気象台長の岩倉晋氏の来賓祝辞で、東日本大震災の釜石の奇跡、群馬大学の片田教授が日ごろから防災教育をして、子どもたちが「津波でんでんこ」の教えどおり、地震の後、家にいた祖父母に逃げるように促し、命を落とす人がいなかったとの事例を通して、子どもに防災意識を持つように教育をしていくことは、それが家庭に広がり、家庭から地域に広がっていく相乗効果があり、とても影響の大きい教育であると紹介しておりました。本市においても、中学生と高校生も地域の防災の担い手として育成する考えはあるか、以下について伺いをします。

(1)防災士養成講座に中高生も対象にする考えはあるか伺います。

(2)栃木県防災士会と連携し中高生を対象にした防災講習会の開催の考えはあるか伺います。

(3)DIG（災害想像力ゲーム）、HUG（避難所運営ゲーム）などの講習会を小中学校で開催する考えはあるか伺います。

(4)小中学校に防災部を設立する考えはあるか伺います。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員の質問

に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星宏子議員の児童生徒の防災士育成について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の防災士養成講座に中高生も対象にする考えはあるかについてお答えをいたします。

市では、地域や職場における防災リーダーの育成のため、防災士養成事業に取り組んでいるところでございまして、資格取得者には、地域の自主防災活動の中心としての活動を期待しているところから、現在のところ、中高生を加える考えはございません。

次に、(2)の栃木県防災士会と連携し中高生を対象にした防災講習会の開催の考えはあるかについてですが、中高生の防災意識を高めるための取り組みは、地域の防災力向上にとって非常に重要なものと認識をしております。今後、関係機関との調整を含め、対象や開催方法など、防災講習会の開催について研究をしてみたいと考えております。

次に、(3)のDIGやHUGなどの講習会を小中学校で開催する考えはあるかについてですが、DIGやHUGは、ゲーム感覚で防災意識の向上が図れるものと認識をしております。今後、関係機関との調整を含め、小中学校での開催について研究をしてみたいと思います。

最後に、(4)の小中学校に防災部を設立する考えはあるかについてお答えをいたします。

子どもたちが防災に対する意識を高めることは、将来にわたって大切なことであると認識をしております。市内の小中学校では、総合的な学習の時間や特別活動の授業において、防災に関する内容を扱い、児童生徒の防災意識を高める取り組みを行っているところであります。

このようなことから、現在のところ、中学校の

部活動に防災部を設置する考えはございませんが、学校からの主体的な設置要請があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、順次再質問に移らせていただきます。

(1)番なのですが、防災士養成講座の対象にするかということでは、対象にする考えはないという答弁でした。

防災士養成講座は、やはり地域の防災を担う大人の方が対象ということですが、それにかわりまして、ジュニア防災検定というものがあるのですが、そちらについてお伺いをいたします。

このジュニア防災検定というものは、一般財団法人防災教育推進協会が実施している検定で、子どもたちが日ごろから防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で判断し行動できる防災力を身につけることを目的として実施をされています。こちらは筆記試験だけではなく、家族防災レポート、家族と話し合った防災についてのレポートの提出。あと防災の自由研究。この3つの中から構成されておりまして、防災教育の外部評価として利用することもできます。

また、こういったことを家族と夏休みの課題として取り組んで、それをレポートとして出すという取り組みもありますので、これは非常に最適だなと思うんですが、受験といたしましては、団体受験、家族受験、個人受験と三通りありまして、初級、中級、上級とございます。値段も1,900円から2,900円ということで、かなり受験料といたしましては、防災士養成講座よりは安いのではないかなと思うんですが、こうしたやはり子どもたちの防災教育というのも、大分進んできているなというのも実感する次第であります。

こうしたものであれば、中高生も防災の担い手

として、家族も一緒に勉強することもできますし、受験料の心配もしなくても済みますし、そういった取り組みもありますので、市もこういうのがあるよということで推奨してはどうでしょうか。提案としてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 今、ジュニア防災検定ということで、いわゆる小中学生、高校生、小さいうち、若いうちから、防災に対する意識を深めるというような取り組みが現実に行われているということで提案いただいたところでございます。

行うべき趣旨としては、非常に大切なことだというふうには十分理解しておりますが、現時点でこちらを制度化するという部分までは、十分な検討はまだしておりませんので、今後、内容についてしっかり研究しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 検討していただければと思います。先週、関谷下田野コミュニティまつりで、防災講習会と同時に行いました。初めての開催でしたので、いろいろと課題もございましたが、この防災講習会のほうに自主的に中学生2名も、AED講習会のほうに参加してくれたのは、本当に有意義なことだったと思います。

子どもの学習意欲、学びたいという子どもの学習意欲ですね、大人のほうから受けなさいというわけではなく、自発的に出てきた学習意欲というものに水を差すのが大人の役目ではないと思います。向上心のある若い芽を1つでも2つでも育てていって、それが大きな木となるように支えて、栄養を与える役目を果たすべきではないかと思えます。

そうした部分も含めまして、ジュニア防災検定、



開催の仕方はさまざまあると思います。学校が主体になっていたり、ボーイスカウトが主体になっていたり、または自治会だったり育成会だったり、さまざまな団体での申し込みもあると思いますが、団体受験というものもありますので、こういったこともあるんだよということで、地域の方に、市が何もかも主体でやらないといけないというものでもございませんので、こういった周知というんですか、こういったものもあるからどうですかということで推奨していただければと思ひまして、ここで提案をさせていただきました。

続きまして、(2)番に移ります。

栃木県防災士会と連携をした防災講習会の開催なんです、中高生の防災意識をさらに高めるための取り組みは重要だとの答弁をいただいておりますが、現在、自治会などで実施されております防災訓練ですとか、そういった防災講習会、講座などで、子どもも一緒に参加して実施をしている地域、自治会といいますか、学校にもお声かけをしながらやっているようなところがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 子どもたちを交えた防災訓練とか研修、講習ということでございますが、具体的な実績報告等をいただいております。自主防災会からは報告をいただいておりますが、細かい内容について、ちょっと私のほうでも十分な把握はしていませんが、過日、大山地区で子どもたちを交えた形での防災訓練とか研修会等を行ったというような事実もございますし、各地区の自主防災会の中で総会であるとか、防災の訓練等を行っている中で、やはり小さいお子さんも参加していると。私の地区なんかでも、そういった傾向もありますので、市内の中では幾つかの団体、そ

ういったことに取り組んでいるというふうには理解しております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 少しずつそういう取り組みをする自治会もふえてきたということによろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） やはり地域防災ということで、いわゆる防災士養成事業を行っていく中で、かなりの地区にいわゆる防災士が誕生しておりますので、そういった方々を中心に取り組みが行われておりますので、そういったことがだんだん広がってきているということは、地域全体の防災力の向上という点でも非常に好ましいことだということで、これまでの事業の成果が一部見られてきているかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 防災力の向上が形として見えてきたということで答弁をいただきました。

また、逆に、学校で開催されます避難訓練などで、地域とともに訓練を実施している学校などありましたか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 訓練の内容によりますが、例えば災害が発生したときに、児童生徒を保護者に引き渡し引き渡し訓練という形であるとすれば、現在、市内では13校でこのような訓練が行われているという状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 引き渡し訓練が13校ということで、学校のさまざまな行事の中で、必ず避難訓練というものは実施されているかと思いますが、そういった避難訓練の中で地域も自治会、そ

の地区の方、どの範囲で呼ぶかは学校にお任せするとしても、地域の方も巻き込んでの訓練の実施計画などは、今まではそういったものはまだ考えたことはなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 学校に行きますと、防災訓練という、これまで学校に児童生徒が在籍して、その際に何らかの災害が発生した場合に、まず自分の身をどう守る、あるいはどういうふうに危険な場所から逃げるかということを中心に防災訓練をやってきておるのが現状です。

今後、災害はどこでいつ発生するかわかりませんので、それに対応できるような能力を身につけていく、育てるためには、地域を巻き込んだ防災訓練というものは今後必要になってくるというふうな認識は持っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 確かに体力を身につけるというのは、とても大切なことだと思います。

防災講習会の開催については、その研究を判断するための考えの一つに入れてほしいと思いますのは、NPO法人のプラス・アーツというところが実施しています「イザ！カエルキャラバン！」というものがございます。楽しく、遊びを通して親子で参加できる防災講習会でございまして、防災協議会なども内容はさまざまあります。開催規模とか内容、参加人数により、いろいろな講習内容もチョイスできる仕組みになっておりますので、まずは300人からの防災士、那須塩原市おりますけれども、自主防災組織、また親子連れ、また市民の皆さんを巻き込んで防災イベントを開催して、関心を高めていくというのはどうでしょうか。

那須の水害から20年目の節目となりますので、

改めて市民全体で、それからまた、中高生へとの絞って、また地域を巻き込んで、防災士も各地域におりますので、そういったものを大きいものから小さいものへとだんだん広めていくようなイベントではないですけれども、そういった取り組みをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） NPO法人のプラス・アーツということで、「イザ！カエルキャラバン！」ということで、今、議員おっしゃられました。

多彩なメニューの中でいろいろな取り組みができるということでございます。そういった中で、自主防災組織、自治会、また市で予定しております総合防災訓練とか、そういったところに合わせて、その取り組みをしてはどうかということでございますが、これから特に総合防災訓練については、細かなメニュー、今後組み立てる中で、そういった全市的な取り組みというような形がいいのか、ごく一部、じゃ、どこがいいのかとか、いろいろ検討しなければならない部分もありますし、この取り組みが全体の総合防災訓練ということで考えたときに、うまくマッチするような仕組みを組み立てができるか、そういったものは、今ご提案のありました「イザ！カエルキャラバン！」ですか、そっちの内容を十分まだ理解しておりませんので、その辺は今後研究させていただきます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ検討をお願いします。

東京とかでも区単位で実施をされているところもあるので、大規模なものでも対応できると思いますので、お願いいたします。

あと(3)番に移ります。

D I GとかHUG、小中学校での開催なんです

が、やはり小学校とかでこのDIGとかHUGを実施することによりまして、よりリアルさが増すと思います。例えばDIGをやって、災害想像力ゲームですが、登下校の際の実際の通学路、災害時はどうなるのかというのを地域の方とともに、子どもたちも一緒に、保護者も一緒に歩きながら、ここは大雨が降ったときにどういう状況になるかというのをチェックしながらマップをつくったり、危険なところを事前にやはり知っておくというもので、必要になるのではないかと思いますし、またHUG（避難所運営ゲーム）も、もともと図ができてるのは、仮想の図なので、それを実際の学校の見取り図の上でHUGをやるというのも一つの手ではないかと思います。

小学校、中学校は、やはり地域の避難所になっておりますので、実際にそこでHUGをやることによって、どういった場所をとっていくのか、どういう対応をしていくのかというのが頭の中に描きやすくなりますし、また各小中学校の地域事情に合わせたものとなって、実際に役に立つものとなるとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） DIG、HUGを活用した防災意識の向上ということで、特に、前回、HUGについてご質問いただいてご答弁さしあげました。今回はDIGということで、やはり私のほうもDIGについて、ちょっと内容については見させていただきましたが、非常に現実的な地域の中で危険箇所をみんなで話し合っ、それを理解を深めるというのは、いざ災害があったときには、非常に役立つものだというふうに理解をしております。

特に自治会、自主防災会、また学校というよう  
なご提案でございますが、そちらにつきましては、

実は昨年の防災士会の研修の中で、やはり県の防災士会の講師を招いてDIGの研修をやっております。全体で67名が参加しているわけなんです、そういった研修を積み重ねながら、この2つのある意味、災害対応のゲーム感覚を持った取り組みというのは、非常に市民の中に伝わっていったければというのがひとつ私どもの願いでもありますし、そういう機会を創出するというのも、やはり大切だと思っておりますので、関係機関とも協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、(4)番に移ります。

防災部の設立ということで、この防災部の設立は、何回も前の平山啓子議員も取り上げておりました。

防災部を設立するということでは、荒川区ではいち早く取り組んでおられて、子どもから防災意識の向上を図るということで、防災部を設立するというのは、とてもハードルが高いと思います。今でも部活も大変いっぱいありますし、すぐということにはいかないと思いますが、例えば月1回、または前期、後期の年2回とか、委員会活動として、防災士の資格を取得した先生もいらっしゃるかと思いますので、そういった先生を中心に実施するのはどうかと思います。

小学校なら、なまの学校ゲームというものもありますし、また体育祭のときとかに防災スポーツプログラムというのを障害競走に取り入れたりとか、あと親子競技に毛布でつくる担架競走とかというのも、アイデア次第では、ちょこちょこ入れることもできると思います。学校行事のどこか一つに入れていくというのも、工夫次第でできると思いますが、防災士の資格を取得した先生は、

学校の中でどのような役割を現在果たしているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、現在、学校にどの程度防災士がいるかということでございますが、平成28年度末の段階で43名の防災士資格を取得した先生方が学校におりまして、全小中学校をカバーしております。当然のことながら、こういった資格を生かして、学校の防災教育から防災指導計画の立案、企画、運営等の中心になって活躍してくれております。

先ほどいろいろご提案がありましたが、いろいろな機会を通して子どもたちの防災意識を高めることはとても大切だと思いますので、今後、学校の計画の中にどのような形で取り組めるかといったことにつきましては、私のほうからも学校のほうに情報提供させていただきたいというふうに思っております。

なお、防災力につきましては、学校だけでなく、地域としての防災力を高めるということがとても大切ではないのかなと思っておりますので、今後、地域学校協働本部というものが動いてまいりますので、そういった中でぜひ地域と学校が一緒になって、例えば地域の安全マップづくりであったり、先ほど出てきました避難訓練であったり、さまざまな活動が考えられると思いますので、その地域の実情に合った形で進められていけばいいのかなと、こんなふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 私もそれを本当に考えておりまして、ぜひそれが進めるようにもう一段の取り組みをお願いしたいと思います。

それで、まとめになりますが、つくば市では、小さいうちから防災意識を高めるため、教育現場

で取り組みを推進しております。

先ほどおっしゃっていただきました、地域と学校を連携した防災強化に向けて、学校防災連絡会議というものを設置して、PTA、自治会、民生委員、消防団、自主防災組織、各組織が連携して、防災マップづくりを推進して、なぜ学校を中心にしたのかということで話になるんですけども、つくば市の例では、自治会の加入率が50%強だそうなので、そこに着目したのが、小学校を住民による地域活動の拠点にしたということがあります。小学校単位で実施しました防災訓練というのは、市全体で行うよりも参加率が多かったということです。

また、荒川区は、防災ジュニアリーダー、先ほどの研修の紹介もさせていただきました。検定ですね、育成をしております。これは区長の強い思いのもと、各中学校の協力を得て実現した事業となっております。

本当に助けられる人から助ける人へという自助、共助の意識と思いやりの心を育み、将来、地域における防災リーダーや消防団員を志す人材の育成を目指しております。

ここで注目すべきなのは、学校から自主的に取り組んだのではなく、区長の強い思いから学校へ働きかけて実現したものとなっております。

荒川区でいち早く設立した中学校では、レスキュー部といいまして、お年寄りのところを訪問したりとか、地域の見守り活動にも参加しております。そうした絆ネットワークというものに参加している生徒たちは徐々にふえておりまして、地域のことがよくわかるようになった。ここの地域にはこういう方が住んでいるということが、とても今後の防災に役立つということで出ておりました。

また、那須塩原市におきましては、防災士が318名誕生しております。自主防災組織で自主的

な役割をしてほしいと、市の思いもありますが、  
現在、それがまだまだ生かし切れていない状態  
ではないでしょうか。

今定例会におきましても、一般質問で毎日のよ  
うに、種類は違いますけれども、防災対策、災害  
対策について取り上げられているのは、それだけ  
市民の災害に対する関心の高さと、自然災害や人  
的災害が身近にあって、いつでも起こり得る不安  
もあるからだと思います。

災害によって市民と行政の信頼関係を崩すこと  
なく、しっかり平常時の準備と訓練が大切ではな  
いかと思います。

学校も含めまして、地域など、防災事業にリー  
ダーシップをとって進めていくのは誰か。研究し  
ますとの答弁は、前向きなのか、後ろ向きなのか。  
前向きに聞こえるような、そういった取り組みも  
必要ではないかと思えます。

また、そうした防災災害対策に前向きな方向性、  
今後の考えが最後にありましたら伺いたしま  
す。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星議員からいろいろ防災関係  
についてのご意見をいただいております、我々  
としましても、相当やはり力を入れて防災対策を  
行ってきております。今後もこれの充実に向けて  
積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） よろしくお願いいたしま  
す。

以上をもちまして、市政一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で8番、星宏子議員  
の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 大野 恭 男 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、12番、大野恭男議  
員。

○12番（大野恭男議員） 皆様、こんにちは。議  
席番号12番、大野恭男です。

通告書に従いまして、市政一般質問を行います。

1、高齢者福祉について。

高齢者福祉は、市の重要な施策と思われま

す。「第6期那須塩原市高齢者福祉計画」において  
は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービ  
スが、切れ目なく継続的に提供される「地域包括ケ  
アシステム」の構築を推進するためにいろいろな取  
組みをされ、高齢者への支援対策の充実・強化に  
努めているかと思いますが、以下の点についてお  
伺いします。

(1)「地域包括ケアシステム」について。

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて取  
組まれていると思いますが、市はどのように考え  
て位置づけをしているのか。現在の組織化と進捗  
状況について、また課題があれば伺いします。

(2)健康づくり・介護予防事業の推進についてど  
のように取り組んできたか。また、課題があれば  
伺いします。

(3)高齢者の居場所づくり・地域見守り支え合い  
体制の構築についてどのように取り組んできたか。  
また、課題があれば伺いします。

(4)施設・居宅系サービス・地域密着型サービス  
等の計画的な整備・誘導は行えているのか。また、  
今後の計画を伺います。

(5)認知症高齢者やその家族に対する支援の状況  
と課題、今後の支援策をお伺いします。

(6)在宅にて介護を受けている重度の要介護者  
(要介護3～5)やその家族に対する支援の現状

と課題、今後の支援策についてお伺いします。

(7)地域包括支援センターに対しどのように運営・強化に取り組んできたか。また、今後どのように取り組んでいくべきか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） それでは、1の高齢者福祉について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の「地域包括ケアシステム」について、2025年に向けて市がどのように考えて位置づけているのか。現在の組織化、進捗状況及び課題についてお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、本市の高齢者施策において重要な課題として位置づけをしており、システムの構築を推進するための組織として、医療や介護の多職種等が個別ケースの問題や地域課題を協議する地域ケア会議及び地域住民が主体となってさまざまな問題を協議する協議体を設置しております。

さらに、地域ケア会議や協議体で明らかになった課題を整理し、施策の提言等を行う地域包括ケア推進会議を設置しており、自治会長、民生委員、医療や介護の関係者、学識経験者等が構成メンバーとなっております。この体制が整ったのが昨年12月でありますので、今後の課題は、まずは体制を定着させていくことであると考えてございます。

次に、(2)の健康づくり・介護予防事業の推進についての取り組み及び課題についてお答えをいたします。

平成28年度からリハビリ専門職の協力を得て、いきいき百歳体操に取り組む自治会等の活動支援及びこの活動の協力者となる介護予防サポーターの養成に取り組んでまいりました。今後は、住民

が主体となって活動する地域の身近な通いの場を拡大していくことが課題であると考えております。

次に、(3)の高齢者の居場所づくり・地域見守り支え合い体制の構築についての取り組み及び課題についてお答えをいたします。

まず、高齢者の居場所づくりにつきましては、生きがいサロン及びまちなかサロンの支援に取り組んでおり、今後は認知症高齢者等の居場所づくりが課題であると考えております。

また、地域見守り支え合い体制の構築につきましては、現在10カ所の公立公民館エリアにおいて見守り活動の組織づくりの支援に取り組んでおり、今後は活動団体の拡大が課題であると考えております。

次に、(4)の施設・居住系サービス・地域密着型サービス等の整備と誘導及び今後の計画についてお答えをいたします。

介護保険施設等の基盤整備につきましては、入所待機者の状況、基盤整備の現状等を踏まえ、第6期計画においては7施設を整備する目標値を計上しております。そのうち6施設の整備が決定しており、計画的な整備がなされたと考えております。第7期計画においても、入所待機者等の状況を勘案し、必要な施設の整備を進めてまいります。

次に、(5)の認知症高齢者支援策やその家族に対する支援の状況と課題、今後の支援策についてお答えをいたします。

支援策の状況としては、地域包括支援センターによる総合的な相談や、介護サービス施設事業所の整備等に取り組んでおります。主な課題といたしましては、認知症に特化した相談支援体制の整備であると考えており、来年度は認知症初期集中支援チームを設置して、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策全般の企画調整を実施

してまいります。

次に、(6)の在宅で介護を受けている重度の要介護者やその家族に対する支援の現状と課題、今後の支援策についてお答えをいたします。

在宅の要介護者と家族への支援の現状につきましては、毎月1回、ケアマネジャーによる本人や家族との面談をすることにより、適切な介護サービスの利用ができるよう支援しております。

課題につきましては、在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築が必要であると考えております。

今後は、さまざまな職種による多職種連携会議などで、在宅医療介護の連携の現状を把握し、対応策を検討してまいります。

最後に、(7)の地域包括支援センターの運営・強化のこれまでの取り組み及び今後の取り組みについてお答えをいたします。

これまで市と地域包括支援センターによる連絡調整会議を毎月1回開催し、適切な運営や必要な支援内容等について協議し、センターの運営・強化に努めてまいりました。今後は、地域の関係者や関係機関等とのネットワークの構築や地域とのコーディネート機能をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） それでは、(1)について再質問を順次させていただきます。

地域包括ケアシステムについては、那須塩原市の高齢者施策において、最も重要な課題として位置づけられているというのがわかりました。

また、このシステムの構築を推進するための組織として、地域包括ケア会議や協議体があると。設置してあるということですね。

そして、これらの会議で明らかになった課題等

を整理して、施策の提言などを行っていく機関として、地域包括ケア推進会議が設置してあるということに理解いたしました。

そこで、再質問していきませんが、地域ケア会議や協議体で明らかになってきた課題があるかと思うんですけども、具体的にどのようなことが挙げられているかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 地域ケア会議や協議体で明らかになった課題ということですね。今のところ、介護予防や社会参加の必要性について、まずは住民の皆さんの理解を高めること。それから、ケアマネジャーや事業所が自立支援の意識を高めること。それと、認知症の人が住みやすい地域づくりや、早期受診のシステムづくり。それと、移動手段や居場所、地域とのつながりの希薄化などが課題として挙げられております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） たくさんの課題が挙げられてきているかと思います。やはり住民の方の理解というのも非常に重要かと思うので、大変難しい問題かとは思いますが、例えば住民の方に参加していただいて会議を開くとか、そういったことをしていただいて、理解を得られるようにしていただければというふうに思います。

次に、昨年12月に政策の提言などを行う地域包括ケア推進会議というのを設置されていますけれども、何か市に提言してきたものというものはあるかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 地域包括ケア推進

会議ですね、12月に立ち上げまして、これまでに3回ほど開催してございます。それで上がってきたものとしたしましては、認知症による徘徊されている方ですね、その方の見守りネットワークの構築が必要なのではないかとということとか、あと市のほうでいろいろなサロン事業をやっているんですけども、そのサロン事業の今後の方向性ですね、それらを検討する必要があるのではないかとことこの提言を受けてございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 今ご答弁にありましたように認知症の方の徘徊というのはすごく大変で、我々も経験したことがありますけれども、要するに、例えば施設に入っている方なんかでも、元気な認知症の方と言ってはおかしいですけども、20kmでも30kmでも歩いちゃうという形なんです。

実際、施設の場合ですと、どのぐらい歩かれるのかというのは、後ろからついていって、大体調べて、1時間例えば姿が見えなければ何kmぐらい先を探すとか、そういったことでやっていくと思うんですけども、これが在宅の場合、物すごく大変なことだというのは、すごく認識しております。ですから、今お話しされたように、見守りのネットワークづくりですか、しっかりと構築していただきたいというふうに思います。

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく継続的に提供される、この地域包括ケアシステム、すごく大事なことなので、構築をしっかりと定着させていただきたいというふうに思います。

それでは、(2)について再質問いたします。

平成28年度からいきいき百歳体操、これは平成14年に多分、高知県で、高知市かな——で始まったものだと思うんですけども、取り組まれている

ますけれども、現在の活動状況や効果は見られているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 議員説明いただいたように、高知のほうで始まりまして、かなり介護予防の効果が出ているということで、私どもの市でも導入に入ったところなんですけれども、今現在、16カ所、市内で取り組んでいらっしゃる自治会等がでございます。

それで、効果といたしましては、リハビリの専門職の方に入っていただいています、効果測定とかをやっていただいているんですけども、一応参加者の、高知でも実施はされているところなんです。私どもの市でも、体力測定の結果から、やはり身体機能の維持向上が見られているということが、介護予防に効果があるということが出ております。

それから、あとは、一応1週間に1回の活動をお願いしているところなので、定期的に地域の身近なところへ通って、来た方といろいろお話をされたりとか、いろいろするところもありまして、いわゆる地域の居場所にもなっているところで、高齢者の社会参加、ひいては予防につながる場所なんですけれども、そんな効果が今のところ出ております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 16カ所で行われていて、リハビリ的なことをやっている。週に1回。身体機能の向上が見られているということで、今、部長おっしゃられたとおりに、外にまず出るということもすごく大事なことだと思います。特に男の人なんかは、多分参加されている方は、男性、女性の比率はちょっとわからないですけども、男



の人はなかなか出ないですから、積極的にお声かけいただいて、どんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

これらの活動に取り組む方たちの協力者である介護予防サポーターをどのように今後育成して、また現在何人いて、何人くらい今後必要とするのか伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 介護予防サポーターの関係ですが、サポーターさんになっていただくのには、私どものほうでリハビリの先生等々のご協力をいただきながら、養成講座というのを年に2回開催してございます。それで、そこでは、いきいき百歳体操そのものの実技指導や、それから介護予防の講義、講話ですね——等を内容に含めた講座のほうを開催してございます。

サポーターの数ですけれども、今現在は49人となっています。一応今後もこの活動を市内に広めていきたいと考えてございますので、サポーターさんの協力なくしてはあり得ない事業でございます。一応どのぐらい必要かというところからは、なかなか数字が出にくいところでございますが、今、第7期の高齢者福祉計画の案を作成しているところなんですけれども、そこでは目標値というのを平成32年度で94人という数字を挙げさせていただきます。以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 養成講座、年に2回ということで、今現在49人活躍されていると。32年度までには、目標値94人ということで理解しました。

先ほどからも申し上げますように、要するに要介護状態にならないように、できるだけ、やはり

こういった予防の事業が大変重要になってくるかと思っておりますので、課題にも挙がっていましたが、住民が主体となって活動する地域の身近なよりどころ、場所ですね、こういったところをしっかりと今後も拡充していただきたいというふうに思います。

それでは、(3)について再質問します。

高齢者の居場所づくりに関しては、生きがいサロン、まちなかサロンの支援に取り組んでいるということで理解しました。

しかし、認知症高齢者の居場所づくりが、ご答弁にもありましたけれども、少ないというふうにやはり感じます、認知症高齢者の方の居場所ですね。

また、地域見守り支え合い体制の構築に関しては、10カ所の公民館エリアで見守り活動の組織づくりの支援をしているということなんですけれども、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） それでは、見守り活動のほうの進捗状況のほうにお答えということによろしいでしょうか。

今、10カ所の公民館で48の自治会のほうで活動をされてございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 48自治会ということで理解しました。

この見守り活動に関しては、社会福祉協議会の方も一生懸命頑張っておられて、あとは、もちろん自治会の方とか自治会長さんとか、地域包括支援センターの職員とか、民生委員の方が中心になって行っているかと思うんですけれども、48自治会、今行われていますけれども、やはりも

っとどんどん、もっともっと拡大していかなくちやいけないというふうに思いますので、働きかけのほうをよろしく願いいたします。

見守り活動に関して、高齢者世帯や独居高齢者が今後ますますふえていくのが予想されます。近所の方も、高齢者の方ばかりになってきちゃって、正直、見守りどころじゃなくなっちゃうような状況に近い将来なっちゃうのではないかなというふうに思います。

高齢者の見守りということで、長野県の坂城町で9月から取り組んでいる事例がありまして、水道メーターが、水の利用状況を把握して、安否確認をするシステムというのがあります。そういったものを今後、お金がかかることなので、すぐには無理かなとは思いますが、要するに機械を使った形で見守りができるという方法もありますので、検討できないかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 今、他自治体の実例をご紹介いただいたんですけども、私どものほうも、その実例については余り詳しく、今お聞きしたところなのでわからないところがあります。

議員のほうで申し上げていただいたように、予算のほうも伴う事業でありますので、今のご提案のほう、事例の紹介のほうを参考に、今後も研究を進めたいと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） このシステムは、簡単に言うと、要するに水が何時間か使っていなければ、メールで家族にお知らせするとか、水が出しっ放し、使いつ放しで2時間以上過ぎている場合は異常なので、そういったときにメールで知らせるとかというようなシステムで、人って生きてい

れば、やはり水を使いますので、朝起きれば、お茶とかお水を飲んだり、あとはトイレを流したり、すぐく、先ほど部長もおっしゃられたように、予算も伴うのでいろいろ大変かと思うんですけども、そういったシステムもあるので、研究のほどよろしく願いします。

それでは、(4)について再質問していきます。

施設整備においては、入所待機者の状況や基盤整備の状況を踏まえて行っているのは理解しております。

この6期計画においては、7施設整備予定のところ、6つの施設が整備決定しているということで理解しました。

ただ、おおよそ計画どおりに進んでいるかと思うんですけども、地域密着型の特養はまだ未着手だと思えます。また、公募で決まっただけでも、建設予定になってはいても、一応建設がちょっとおこなわれているような状況かとは思いますが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 施設整備の関係のご質問ですけども、1つ未整備のところというのが、地域密着型特別養護老人ホームというところでございます。こちらにつきましては、計画の中では、28年度に整備をするということで計上させていただいていたところなのですが、それに合わせて公募のほうを合わせて5回ほど行いました。5回ほど行ったところなのですが、結果的に整備いただく法人が決まっていなかったという結果になっております。

こちらについて、理由はさまざまであるかと思えますので、何とも、うちのほうでは努力したけれども、結果はこうだったとしかお答えできないところなのかなと思えます。

それから、決定したけれども、まだ着手されていないところ。具体的にあそこかなというところがあるんですけども、そちらにつきましては、そこは恐らく老人保健施設のことをおっしゃっているのかなと思うんですけども、整備法人決定いたしましたして、整備のほうを進めていただくのですが、老人保健施設というものが県のほうに、県が許可をするというところなんです。なので、公募は市、自治体、保険者のほうでやって、許可は県で行うという仕組みになってございます。私どものほうで公募いたしましたして決定したところですが、まだ確かに見えない状況、外から見て見えない状況になっているんですけども、大体、来年度にはオープン予定というか、整備できるような状況で今進めているというのを情報としては得ているところでございます。繰り返しになりますが、おおむね順調にしているのかなと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） おおむね了解しました。

地域密着型の特別養護老人ホームというのは、要するに那須塩原市民の方が、那須塩原市に住所のある方が入れる特別養護老人ホームなので、ぜひ早く決まっていたきたいというふうに思います。

5回公募をかけて、なかなか決まらないというのも、いろいろな要因があって、建設費がだんだん上がってきちゃっているとか、あと土地が見つからないとか、いろいろあるかと思うんですけども、50戸連檐とかいろいろありますけれども、その辺、なかなか緩和していくというのは難しいかとは思いますが、ちょっと柔軟に考えてもいいんじゃないかなという時期に来ているんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっ

と心にとめておいていただければというふうに思います。

あとは、7期計画において、施設整備は計画的に継続して行われていくというふうに思いますけれども、今後、やはりいろいろなところで問題になっています。人手不足というのが、やはりどの地域においても予想されると思いますけれども、この辺どのようにお考えになっているかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 人手不足の問題ですが、介護職員、直接介護に携わる方については、国のほうも前々から実態を把握していて、ほかの職種との賃金差とかいろいろ鑑みて、制度上、加算であったりとか、いろいろな手法で過去にもやってきてございます。

やはり報道等を見ましても、施設はいざつくったけれども、そういった人力的な基準が満たせないでオープンができないということで、あいているんですよという報道を多分ごらんになっている方々が多いかと思うんですけども、幸いうちのほうは、まだそこまでいっている状況ではございません。

ただ、やはり施設待機者がいる。それから、必要なサービスだということから、施設のほうを整備してございますので、今後、うちの市のほうにも来る可能性はあるかもしれないんですけども、市としてどうにかできる問題というところでは、なかなかないところなので、ちょうど今、介護報酬の改定とかを国が進めているところでございますので、そこに期待したいと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

介護職だけじゃなくて、看護職なんかも、やはり非常に不足してくるのではないかということは、やはり危惧されるんですけれども、実際、介護施設で働く職員というのは、もちろん事務員もいて調理員もいてという形であるんですけれども、例えば5年後、10年後、10年後かな、10年後を見たときに、少子高齢化のあれを見て、施設はあるんですけども、働く人がいないんじゃないかという心配が実際あるかと思うんです。それで、今お話ししたんですけれども、こればかりは、国のいろいろな施策とかいろいろ絡んできますので、この辺にしておきます。

施設整備なんかで、新規に建物を建築すると、費用もかなりかかってくる。土地も探さなきゃいけない。今後は、これはもちろん県との協議も必要になってくると思うんですけれども、既存の施設に増所していくとか、例えばあいている部屋があったら、4床でも8床でも、特養をそこにくっつけちゃうとかという形にすれば、お金もかかりませんし、人的確保もそんなに、まっさらな状態からやるのでは大変ですけれども、ちょっとプラスすれば、人的なものはクリアしちゃいますし、事務職員ももちろん今までの事務職員で済むし、調理員も済むしという形で、そういった面もありますので、今回、広域型の特養増床というくりになるのかな、50になって、100幾つになりますけれども、そういった方法も有効だと思いますので、検討のほどよろしくお願いします。

それでは、(5)について再質問していきます。

課題に相談支援体制の整備を挙げておられます。平成30年までに認知症初期集中支援チームを設置しなければならないというふうに思いますが、めどはついているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 初期集中支援チームのご質問ですけれども、30年度から全国いずれの市町村においてもやらなきゃならないということになってございますので、私どものほうも、関係医療機関、それから社会福祉法人、それから地域包括支援センター等と皆様にご相談等をさせていただきながら、今、30年度スタートに向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） よろしくお伺いいたします。

また再質問なんですが、認知症地域支援推進員を配置して、認知症施策全般の企画調整を実施していくというふうに答弁でありましたけれども、認知症地域支援推進員をどこに配置して、どのように活動していくのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 認知症地域支援推進員につきましては、ある一定の講座、研修を受けないとなれないものでございます。

一応今のところ、来年度につきましては、とりあえず高齢福祉課内に配置をする予定で準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。高齢福祉課内に配置というということで理解しました。

それでは、認知症高齢者の居場所、その家族の息抜きの場所ですね、やはりしっかりつくっていかなくちゃいけないというのは、かなり重要になってくるというふうに思うんですけれども、現在の状況と今後の対策があればお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 認知症の方と、それから家族の方の息抜きの場所について、今の状況と今後のあり方というんですかね、対策ということで、今現在は、どちらかというと、市民の方であったりとか、それからNPO法人さんであったりとか、そういった地域の方々がそういった居場所づくりをなさっていただいております。カフェという形とかですね。例えば家族のケアをしている方のケアラズカフェであったりとかを含めて、そんなものを取り組んでいただいております。

今後につきましては、やはり前々から全国的に認知症の方、ご本人だけでなく、その家族の方の負担というのかなり大きいので、その方たちの居場所、それからその方たちの理解を深めるためにというか、ストレスの解消であったりとか、いろいろな意味でのそういった場所が必要だよねというところがありますが、これにつきましては、一応地域の方とか、それからご本人、家族の方も含めながら、情報交換をして、そのカフェの設置につきまして、市の必要性というのを感じてございますので、いろいろな関係機関、団体、市民の方々等々と連携をしながら、協議をしながら、話し合いをしながら、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 認知症高齢者の方、認知症の方を見ている家族の方というのは、本当にすごく大変だと思います。

今、部長がおっしゃられたように、居場所、相談したりする場所ですね、息抜きできるような場所、たくさん——たくさんと言っても、数あれば

いいというものじゃないですけども、しっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

認知症の方の権利擁護の推進というのも、すごく大切なことだと思うんですけども、市はどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 権利擁護ということで、一番まず頭に上がるのは、成年後見制度だと思うんですけども、市としては要綱を定めてございまして、自治体によってはいろいろなやり方があるんですけども、うちのほうでは市長に、基本はご家族の方であったり、その後見の申し立てとかをするんですけども、その審判ですね、それがいらっしゃらない方とか、できない状況であったりとかあります。そのときには市長の申し立てができるということ。それに対する費用の助成ですね。それから、家庭裁判所の方が選任して後見人等々が決まってくるわけなんですけれども、その方に対する費用というのが裁判所の方で報酬というんですかね、それが決まるわけなんです、それに対するどうしても資力がなくて払えないという方も実際ございますので、その方たちに対して、結局後見人さんに対して市のほうから助成金を出すという制度で、今、何件かやっております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 認知症の方の権利擁護、すごく大切なことです。これからやりますますふえてくるかと思しますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、(6)について再質問いたします。

施設入所できている方と、希望しても入所待ちで在宅にて介護されている方と、在宅介護ですね、最後までするという方と、いろいろあるかと思えます。在宅で介護されている介護者の方に、非常に大変な重労働と言っちゃおかしいですけども、大変なことです。この方たちに、本当にお疲れさまです、頑張ってくださいというような意味で、介護手当というのを支給できないかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 在宅で介護なさっているご家族への慰労金というんですかね、それを支給できないかというご提案だと思うんですけども、一応私どものほうでも、合併前の黒磯市では、家族介護のやはり慰労金を出していたという経緯がありました。あと、今、ほかの市町なんかを見ますと、実際、全国的にも慰労金という、名前はちょっと違うかもしれないけれども、家族の方へ支給しているという現状もございます。

本当に実際、認知症のご家族の方をご家族で見るということは、すごい心身ともに、やっちゃいけないと思っても、つい言葉に出しちゃうとか、いろいろ本当に戸惑いであったり悩みであったりとかいろいろあって、本当に負担というのは大きなものであります。そんなところは、私どものほうも重々十分に理解しておりますので、今の議員のご提案について今後は研究したいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） ぜひとも研究していただきたいというふうに思います。

特別養護老人ホームなんかは、本当に要介護度3から5の方が対象になっていて、実際には入所判定委員会なんかを開くと、本当に5の人しか入れないですね、正直言って。本当に今後、要介護度3から5の方がふえてくるというのを考えると、在宅で介護していて、例えばお嫁さんが介護して、そのために仕事をやめなくちゃいけないとか、そういったのがすごく今後またよりクローズアップされてくるかとは思うんです。家族介護はすごく大変なので、その辺ひとつよくご検討のほどよろしくお願ひします。

在宅介護の件で、介護保険のサービスの中で、例えば通院介助というのがあって、これはドライバーさんつきのヘルパーさんと通院に行くんですよ。家族の方が例えば一緒に行きたいという場合は、介護保険上、車に乗っちゃいけないんですよ。別にタクシーに乗って追いかけてたり、自転車で追いかけてたりというようなことがあります。これぜひお金かかることではないので、保険者で何とかなるかわかりませんが、家族も同乗できるように認めていただければ、もっと家族介護している人に優しくなるんじゃないかなというふうに思うので、心にとめておいてもらえればというふうに思います。

それでは、(7)について再質問していきます。

地域包括支援センターについてです。まず、基幹型の包括の位置づけを改めてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 基幹型の地域包括

支援センターということで、第6期、今現在、今年度までの計画の中に、設置についての記載がございます。これは地域包括ケアシステムの構築のために必要な取り組みということで、私どものほうは、圏域を10カ所に分けて、8カ所の地域包括支援センターを委託によって展開しているところなんですけれども、その地域包括支援センターの統括監督、指導及び連携調整をするという位置づけになってございます。一応実際のところは、平成28年度に組織のほうで、高齢福祉課の中には3つの係しか7年度までなかったのが、8年度になって高齢者福祉係を2つに分けて地域支援係というものを組織させて、現在に至っているところでございます。

地域包括支援センターの基幹型と言える様態ではないんですけれども、それに向けて組織の見直しをしているというところで、この基幹型につきましては、ちょうど7期計画を今、策定中でございますので、そちらのほうでも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

地域支援係で担っていただいているというのは理解しております。

本当に各地域包括支援センター、8カ所、いろいろな課題、問題等いっぱいあって、それに相談に乗ってもらったり、地域支援係の方に。地域支援係の基幹型包括の方も、すごく大変じゃないかなというふうに思うんですよね。このポジションって専門的なやはり知識を有した方ではないと、なかなかそこに配属するというのは難しいかと思うんですね。

今後、皆さんやはり職員の方も年とってきたり、あとは配置がえとかだったりするかと思うんです

けれども、そういった方をそういったポジションにつける資格とか勉強とか、そういうのをサポートしていくシステムというのは考えていますか、お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 直接組織にかかわることになると、私のほうの範疇を超えてしまうところではあるんですけれども、今現在、専門職の保健師が3人配置されて、事務職1名と、4人体制で地域支援係のほうを事務を進めているところなのですが、サポート体制というところでは、みんなで情報の共有をしながら、いろいろな懸案、課題に取り組んでいるところで、例えば年度ごとに誰かが異動してもというところでは、残る者に引き継いでいけるという状態にはなっていると考えてございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

地域包括支援センターなんですけれども、先ほど部長からもあったように、最初、もともとは10カ所で、10の圏域で10カ所で始まって、2つ撤退しちゃって、今8カ所で10の圏域をカバーしていると。

住民基本台帳、29年4月1日現在のデータのところから見て、各地域包括支援センターごとの独居高齢者世帯数、高齢化率という表があるんですけども、10カ所見たときに、今、爆発的にふえているというか、前から多かったのかもしれないんですけれども、西那須野地区の西部地区というのは物すごく多いんですよね、高齢者の方が。高齢者人口は6,043人いるんです。西那須野の東部地区は4,511人。例えば鍋掛地区だと1,174人と

か。地域包括支援センターの職員の人員配置というのは、センターごとにまちまちかとは思いますが、今後、やはり地域包括自体の業務体制の見直しとか、あとは人員配置の検討が必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、見解をお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 本当に人口がどんとふえている地域とかございまして、地域包括支援センターの配置が国のほうの考えとしましては、日常生活圏域ごとに置くというのがございまして、その日常生活圏域ごとはどういうものかというところ、大体、中学校区単位が一般的に全国的に多いところなのかなと。うちの市もちょうど中学校区単位に定めてございまして、前々からずっと10圏域でやって、法人さんのほうに委託でやっているところが2カ所が撤退して、いろいろな理由で撤退したので、2つの法人さんに2カ所の圏域を持っていただいているというところでご負担をかけているところなんですけれども、圏域につきましては、やはり実際、どういう方法、委託という方法で今やってございまして、法人さんにどの程度ご理解いただき進めていけるのかというところがございまして。

人員配置につきましても、一応国の基準、先ほど議員さんのほうでお示しいただいたように基準がございまして、それはクリアしているんですけれども、実際問題、かなりの数の高齢者の方、それも状態がどんどん重くなってきたり、認知症の方とかどんどんふえてございまして、負担がどんどんふえている中で、前々からの基準で果たして実際やっていけるんだろうかという問題もございまして。そこら辺の問題と課題等は、例えば運営協議会なんかでも圏域の見直しなんかしないんで

すかなんていうご質問なんかも受けたりもしているところなのですが、それについては圏域の見直しについては、ちょっとまだ検討中ということと、それから人員配置につきましても、委託をお願いしている法人さんの中で協議、検討しながら進めていくようになるのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

地域包括支援センターの職員の皆さんは、使命感を持ってやってくさっているもので、いろいろ大変かと思うんですけれども、ただ、やはりここ何年か見てみますと、やらなきゃいけないことがすごくふえてきちゃっていて、簡単に言うんですけど、もうちょっとスリム化できるところはスリム化して、違うところにお任せしてというふうになっていかないと、今後やはり地域包括ケアシステムの核になってやらなきゃならない方なので、パンクしちゃうんじゃないかなという心配があるので質問させていただきました。

それでは、最後になりますけれども、2025年、団塊の世代の方が75歳を迎えます。6期計画は、団塊の世代の方が65歳のときに作成されたものであり、間もなく7期計画に引き継がれていきます。

今、部長からもあったようにパブリックコメントですね、11月21日から12月20日の間ですかね、パブコメとっていくと思います。今まさに中身の総仕上げにかかっているかというふうに思います。

介護者が不安を感じる介護として何が一番かという、認知症の方への対応というのがやはり一番不安に思っていることだと思っております。

要介護認定を受けている方の約25%、4人に1人が認知症の診断がついております。今後、認知症の方を支援する社会資源をふやしていただき、認知症の早期診断を担う医療機関がふえて



いかなくなくてはならないというふうに思っております。

また、何よりも介護の不安を軽減させるためにも、先ほどからも出ています認知症初期集中支援チームを早期に設置していただいて、地域包括支援センターによる早期支援、相談体制の充実がよりまとめられてくるというふうに思っております。

また、国が在宅介護にシフトしてきていますので、医療と介護のさらなる連携が求められるかと思っておりますので、那須塩原市におきましては、全ての市民の方が生まれ育ったこのまちで安心して暮らせるようご支援いただきたいというふうに思います。これでこの質問を終わります。

続きまして、2、スポーツ施設整備について。

市民が生涯にわたり気軽にスポーツ、レクリエーションに親しめるよう各種スポーツ施設の充実に努めていかねばならないと思われ、またスポーツ施設整備計画が策定されていることから以下の点についてお伺いいたします。

(1)那須塩原市におけるスポーツ施設の現状と課題をどのように捉えているのかお伺いします。

(2)今後のスポーツ施設整備についてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 2のスポーツ施設整備について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の那須塩原市におけるスポーツ施設の現状と課題についてお答えいたします。

平成25年度に策定いたしましたスポーツ施設整備計画に基づきまして、屋外施設の整備を中心に行ってまいりました。主な整備事業は、くろいそ運動場野球場の改築及びテニスコート12面の人工

芝化、青木サッカー場人工芝グラウンド1面の新設。それから、三島体育センターテニスコート人工芝4面の改修等になります。

課題といたしましては、施設の老朽化、体育館等の耐震化、平成34年度開催の栃木国体開催に向けた会場の整備が挙げられます。

次に、(2)の今後のスポーツ施設整備についてお答えをいたします。

今後は、教育施設長寿命化計画との整合性を図りつつ、国体開催に向けました会場の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございました。

スポーツ施設整備計画に基づいて屋外施設の整備を中心に行ってきたということは理解しました。

整備事業の主なものとしては、野球場の改築、あとはサッカー場の人工芝化ですね。あとはテニスコートは全部で16面ですか、くろいそと三島と、人工芝化ですね。課題というのが施設の老朽化とか耐震関係とかという、あとは栃木国体開催に向けての施設整備ということで理解をいたしました。

そこで、(1)、(2)について一括して再質問させていただきます。

まず、屋外施設についてですが、現在、くろいそ運動場に野球場を改築しており、完成後は国体に向けてテニスコートを整備していくという予定でよろしいかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 現在、くろいそ運動場野球場改築をしております。それが終わりましたから、その脇になりますが、テニスコート8面を整備する予定となっております、会場には全部で

20面ということで、国体の会場として提供していきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

テニスコート8面増設して、全部で20面と。本当にテニスの聖地というふうになるかと思えます。本当にうれしく思います。

国体開催に向けて、テニスの会場になるわけですが、駐車場のやはり心配されると思うんですね。駐車場はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） くろいそ運動場野球場のところにテニスコートの8面を整備します。その整備に合わせて、100台程度の駐車場を整備する予定となっております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 同時に100台程度の駐車場を整備ということで理解しました。100台では恐らく足りなくなってくるんじゃないかなというふうには思うんですけども。

そこで、隣に補助球場というのがありますけれども、補助球場の位置づけと整備計画はあるかどうかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 補助球場につきましては、現在、芝を張った状況のままでございます。

国体等が開催となりますと、先ほど申しましたようにテニスコートに100台、それでは全然足りませんので、補助球場も臨時的に駐車場にするという予定になると思います。それでもまだ足りませんので、関係機関の役所の関係する駐車場等を

利用しながら持っていきたいと思っております。現在、400mトラック内のグラウンドの人工芝が整備になっているということで実施になっております。あと今後は雨水対策と申しますか、あそこは雨の浸透がちょっと悪いということなものですから、雨水対策をまず最初に優先的にまずやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 雨水対策をしてということで了解しました。人工芝じゃなくて、天然芝ですよ、張ってあるのは。

〔発言する人あり〕

○12番（大野恭男議員） 補助球場、国体のときには駐車場として利用できるかと思うんですけども、国体の駐車場というのを抜きにして、補助球場は今後何か整備する計画があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 補助球場として今活用しておりますので、その補助球場として運用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） わかりました。

今、本球場を改築していて、非常に立派な球場で、例えば補助球場、あそこで野球をやるというのは、硬式野球は無理なんですけれども、例えばソフトボールで使ったりしたときに、横のネットとか、もうちょっと上げてもらったりとかというふうにしていただくと、本当にもっと使い勝手がよくて、そこの補助球場を使って、もちろん本球場も野球のためにだけじゃないので、例えばソフトボールの準決勝、決勝をやるとか、そういつ

たちちょっと幅が広がっていくと思うので、ぜひ補助球場のほうまで目をつけていただければというふうに思います。

本当に先ほど申しましたように、栃木国体においては、くろいそ運動場のテニスコートというのは会場になって、20面、本当に想像しただけでわくわくする、テニスの聖地として非常に期待しております。

続きまして、今度は屋内施設についてお伺いしていきたいんですけども、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地に登録されておりました、また栃木国体も控えていることから、本市の屋内施設には、課題にもあったように、大分古くなって、老朽化とか耐震の問題等がやはり懸念されてくるかと思うんですけども、体育館等の耐震の診断の状況とバリアフリー化についてお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 耐震化につきましては、本年、くろいそ運動場の体育館ですか、その耐震化の診断を実施しております。診断結果に基づきまして、修繕が必要な際には、来年度対応していきたいというふうに考えております。

三島体育センターの体育館とか武道館等もございしますが、これにつきましては次年度以降、耐震化の診断をする予定となっております。

バリアフリー化ということでございますが、玄関とかスロープ、そういう障害者用のトイレの整備がされている西那須野運動公園、体育館をメインに利用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 理解しました。

くろいそ運動場の体育館に関しては、昭和51年ですかね、もう41歳なんですよね。結構古いと思います。お金がかかることですから、その辺十分認識しております。やはり耐震はしっかりやって、計画的に進めていっていただきたいというふうに思います。

栃木国体では、本市においては5競技行われます。その後、国体終了後に、第22回全国障害者スポーツ大会というのが行われるかと思えます。本市は、その競技の誘致を行っていく考えがあるのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 本市の誘致の考えはあるかということなんですけれども、うちのほうでも誘致をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 個人、団体で多分13競技実施されるかと思うんですよ。何か該当するものがあれば、ぜひ誘致していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

国体に関してですけれども、やはり事前に国体の受け入れをスムーズに行っていくためには、例えば平成30年は福井県でやって、31年は茨城、32年が鹿児島、33年、三重、34年が栃木になります。

事前にやはり視察に行っておいたほうがよろしいかと思うんですけども、その辺お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 視察の件でございますが、スポーツ振興課の職員が今年度も2班に分かれて視察に行っております。そういう状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

最後になりますけれども、昨日、櫻田議員からもありましたが、共英小学校、厚崎中学校ですね、これは大田原ボーイズに所属していて、白鷗足利出身の北浦選手が北海道日本ハムファイターズにドラフト5位で指名されて入団されました。

この北浦選手が、本当に補助球場で小さいとき練習してというふうにお伺いしています。今回、本当にくろいそ運動場野球場も改築ということで、何か縁があったのかなというような感じもします。

本市には、今回、プロ野球選手、メード・イン・那須塩原市で北浦選手が出て、あとはソフトボールでいうと、北京オリンピック金メダリストの坂井選手がいて、乗馬でいえば、世界大会でも活躍されている広田さんとか、たくさん有名な方がいらっしゃいます。

子どもたちが超一流の選手と触れ合うということ、すごく今後目指していく志というか夢というか、そういったものを持てるかと思うので、何か機会があったら、ぜひお話を聞ける機会とか設けていただければというふうに思います。

身近なところで言うと、本市で小学校、中学校におきましては、運動がすごく盛んで、例えばソフトボールに関して言えば、小学校では春の県大会では関谷ソフトボールクラブが優勝して、準優勝は東・槻沢・三島の連合チームが準優勝と、ワンツーだったんですね。夏の大会では、関谷ソフトボールクラブが優勝したと。秋の新人戦においては、小学生は豊浦小学校が準優勝と。中学生においては、やはり那須地区というのはすごく強豪校がそろってまして、秋の県大会、新人戦においては、日新中学校が優勝して、来年3月に第28回関東中学生選抜ソフトボール大会が3月17、18日と地元的那須塩原市で開催されます。男子の大

会は、恐らく高柳のグラウンドを使って、女子の大会は三島体育センターを恐らく使用するかと思っています。

いろいろな意味で、いろいろお世話になるかと思いますので、ぜひバックアップできるところは、バックアップしていただきたいというふうに思いまして、この質問を終わります。

3、交通事故防止について。

高齢者や認知症高齢者による交通事故は、全国的にも交通事故件数が右肩上がりになっている状況です。対策の1つとして、運転免許証の自主返納が進められてきており、自主返納者への支援が那須塩原市においては、7月18日より行われていることから、以下の点についてお伺いします。

(1)那須塩原警察署管内における事故件数、高齢者の事故件数（認知症高齢者含む）などを把握していればお伺いします。

(2)運転免許証自主返納者の現状と今後の取り組みを伺います。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） それでは、3の交通事故防止について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の那須塩原警察署管内における交通事故件数であります。平成28年度は総件数が371件で、そのうち65歳以上の高齢者が関与する件数は134件となっております。また、平成29年度9月末現在では、総件数が225件で、そのうち高齢者が82件という状況であります。

次に、(2)の運転免許証自主返納者の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

運転免許証を自主返納される方は年々ふえておりまして、那須塩原警察署管内において、平成24年には93人であったものが平成28年には251人、

5年間で約3倍近い返納者数となっております、ことしにつきましては、既に10月末現在で325人を数えていると那須塩原警察署から伺っております。

本市におきましては、運転に不安のある市民の運転免許証の自主的な返納を支援するため、7月からゆ〜バス、予約ワゴンバスを初め、市内の路線バス及び市内のタクシーを利用できる共通乗車券を交付しております、交付者数は10月末までに全体で58人、そのうち高齢者が56人となっております。

今後につきましても、交通事故の削減に向けて、少しでも自主返納の後押しとなりますようPRに努めながら、運転免許証自主返納者支援事業を継続してまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） それでは、再質問させていただきます。

(1)番についてです。高齢者の事故の原因は把握しているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 栃木県警の資料であります、那須塩原警察署管内、高齢者事故の原因として一番多いのは、ハンドル操作の誤りによる事故、これが一番多いという結果になっております。2番目としては、脇見運転等による前方不注意による事故。3番目として、一時不停止による事故。そういうようなデータが載っております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解いたしました。

それでは、続きまして、(2)について再質問させていただきます。

自主返納された方の理由は何か把握していればお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） これも警察署に伺ったところのデータになりますけれども、一番多いのは、やはり身体的機能が低下、これを自覚したためというのが一番多うございます。それから、家族に返納を勧められたが2番目でありまして、車自体必要がなくなったからという方も中にはいらっしゃるかと、このような理由というふう聞いております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。身体機能の低下とか、理由はわかりました。

有効期限が発行された日から1年間の共通乗車券が自主返納者の方に交付されていますが、例えば70歳以上の方が、交付要件はありますが、高齢者外出支援タクシー券をいただいております。せめて、例えば68歳の方でしたら、70歳までの2年間とかというふうには考えられないですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 7月から実施いたしましたこの運転免許証の自主返納支援事業でございますが、この事業の目的としては、ご自身が運転に不安を感じていて、免許証を返したい、あるいは迷っているという方を後押しする、そういう制度でございまして、ひいては、交通事故をなくしていくと、そういう目的でございます。

その中で、返した後の外出する方法として、この共通乗車券を使っていただいて、自分なりのお出かけのネットワークと申しますか、ルートを探していただくと。それを1年間の中でやっていただくという思いを込めまして、この事業を始めたわけでございます。

制度設計に当たっては、3年とか5年という、

そういう検討もしたわけですが、ただ、もともと運転免許証を持っていない方もかなりいらっしゃるやいなや、そういう意味で言うと、やはり公平性という観点から言うと、そういうところを見て、やはり1年が妥当ではないかというところで設定させていただいたということでご了承いただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） おおむね了解しました。公平性を考えたときにということで理解しました。

次に、栃木県のタクシー協会や栃木県個人タクシー協会が自主返納者に対して独自に利用料金の1割を割り引きしている支援事業がございます。運転経歴証明書を乗車時に提示すれば該当します。この事業と併用して、この共通乗車券は使えるのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 結論から申し上げますと、併用はできます。例えばタクシーを利用して1,000円かかったとすれば、県のタクシー協会の1割補助がございますので、900円になります。その900円のうちから、この共通乗車券を使って乗っていただくと、そういう仕組みになっております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。この辺のいろいろ周知していただければというふうに思います。

今後、返納していただける方はいいんですけども、なかなか返納していただけない方、運転は無理だろうという方がやはり問題になってくるんだと思うんですけども、こういった方に対しての対応は、今後、警察とかと連携していくのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） この自主返納に関しては、危なっかしい運転をしているんだけど、家族が勧めても、なかなか本人が返さない、言うことを聞かない。こういう相談が警察の方に伺いますと、一番多い、実は相談だそうです。なかなか自分ではちゃんとしっかりしているというプライドがありますし、もう一つは、車を返した後、そのかわりの足として、例えばさっき申しました公共交通であるとか、あるいは家族に乗っかっていくという方法が考えられますけれども、どうしても車に比べれば不便だということで、なかなか進まないところが現状だというふうにご覧しております。

ただ、警察としても、重大な事故につながるおそれがあるということで言うと、どんどんそういう人は警察に相談してくれと。状況によっては、例えば深刻な場合もありますので、場合によっては、家族と一緒に説得をしますよと、そういうスタンスを警察は言っております。この問題に関しては、直接の対応に関しては、警察のほうにお任せという形だと思います。

市としては、ちょっと間接的にはなりますけれども、高齢者向けの交通安全教室等を警察と連携して、ちょっとPRのほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、いろいろな意味で、この共通乗車券について、市民の方のどのよう周知していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） この事業を7月から実施したということで、これまでもホームページとか広報でももちろんやってきたわけでございますが、なかなかまだ日が浅いということで浸透していないところがありますので、今後、折に触れて、できるだけPRを進めて、なるだけ多くの人に自主返納していただくような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がありませんので、次にいきたいと思ひます。

4、企業版ふるさと納税について。

自治体の地域活性化策に寄附した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」の対象事業として3府県、28市町村（21道府県）の計31件を認定したと11月7日、内閣府が発表されました。那須塩原市におきましては「体験型スポーツを活用したまちづくりプロジェクト」が認定されたことから以下の点についてお伺ひします。

(1)「企業版ふるさと納税」の概要について、また市の役割について伺ひます。

(2)「体験型スポーツを活用したまちづくりプロジェクト」とは具体的にどのようなことを行つていくのかお伺ひします。

(3)この制度を活用することによってどのくらいの効果が見込まれるのかお伺ひします。

(4)企業側にどのように周知していくのかお伺ひします。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 大野恭男議員の企業版ふるさと納税についてのご質問に順次お答えを申し上げます。

ます。

初めに、(1)の「企業版ふるさと納税」の概要と市の役割についてお答えをいたします。

一般に企業が地方公共団体に寄附をした場合には、寄附金額の約3割が税の軽減となりますが、企業版ふるさと納税を活用した場合には、さらに税額控除を受けることができ、トータルで寄附金額の約6割が税の軽減となります。

企業版ふるさと納税は、正式には地方創生応援税制と呼ばれておりまして、市といたしましては、企業側の思いを踏まえた施策を立案し、国の認定を受け、事業を実施するという役割がございます。

次に、(2)の「体験型スポーツを活用したまちづくりプロジェクト」の内容についてお答えをいたします。

今回、国の認定を受けた内容については、地域住民にも観光客にも、魅力的であるようなスポーツ健康増進施設の誘致に向けた調査、観光施設としての整備をしながらも、利用者数が低迷している既存施設の有効活用についての調査及び体験型スポーツレジャーが集積した地域としてのブランディングに関する研究など、実現可能性調査を実施し、その調査結果に基づいた事業誘致等を展開する予定であります。

次に、(3)のこの制度を活用することによってどのくらいの効果が見込まれるかについてお答えをいたします。

まず、市といたしましては、企業からの寄附金という新たな財源の確保により、新たなテーマのまちづくりを展開することが可能となります。また、寄附企業にとりましては、(1)でお答えをいたしましたとおり、寄附金額の約6割の税の軽減が見込まれるところであります。

最後に、(4)の企業側への周知についてお答えをいたします。

企業版ふるさと納税は、税の軽減があるとはいえ、寄附企業において寄附金額の約4割の負担をいただくことになってまいります。このことから、市が実施したい事業が、これありきではなく、寄附企業側の意向や事情を踏まえた施策立案が欠かせないと考えております。

今回、国の認定を受けました県は、外部専門家招聘事業によるアドバイザーから企業の紹介を経て、実現に至りました。今後もこのような人的ネットワークを活用しながら、さらなる応援企業の獲得に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、(1)番について再質問させていただきます。

企業版ふるさと納税の対象事業というのは、どのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 対象事業についてのお尋ねということでございます。企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が行う地方創生に資する事業が対象になるということでございます。

具体的に少し申し上げますと、地域の産業振興、観光の振興などの仕事の創生に関するもの。あとは移住定住促進などの地方への人の流れに関するもの。さらには、コンパクトシティなどのまちづくりや働き方改革に関するものなどがあるということでございます。

今回、本市が国の認定を受けました事業は、事業分野がしごと創生で、事業区分が産業の振興ということになっているということでございます。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解いたしました。

それでは、時間がないので、(2)番について再質問させていただきます。

観光施設として整備しながらも、利用者数が低迷している既存施設ということでご答弁ありましたが、どのような施設があるのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） どのような施設を想定しているかということでございますが、まず箱の森プレイパークを考えているということでございます。こちらの施設につきましては、年間にかかるランニングコストが6,000万円、そして利用者が何人いらっしゃるかという、8,000人の方が利用いただいていると。単純に1人でランニングコストを割り返しますと7,300円になっているというような実態がございます。

一方、この施設は、アスレチック施設があったりとか、バーベキュー施設、あるいは温泉施設、宿泊施設等々があるということで、やはり大きな可能性を秘めている施設なのかなというふうに思っております。

これ以外の観光施設におきましても、有効活用が考えられるものについては、調査の対象にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） ぜひこの制度を利用して再建できれば、本当にすばらしいことだと思います。了解しました。

この事業を行っていく上で、この事業の評価や内容の検討というのは、今後どのように行っていくのか。また、評価の公表の方法はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 事業評価とその公表につ



いてのお尋ねだと思います。

まず、事業評価につきましては、国の認定を受ける際に計画を提出しておりますが、その計画の中でK P Iといったような業績評価指標といったものを2つ設定しております。まず、1つ目は、体験型スポーツ事業を行う新規事業者の誘致数。そして、2つ目は、そこに就労する新規の就労者数。この2つをK P Iとして設定しているということでございますので、これらの達成状況につきまして庁議の場で報告をして、検証してまいりたいというふうに考えております。

検証結果の公表につきましては、ホームページ等を活用して、皆さんに広く公表してまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございます。了解しました。

(3)番については、企業から寄附金という財源確保ができて、新たなテーマのまちづくりができるということで理解しました。

それでは、(4)について再質問させていただきます。

今後、相手企業もあるから結構難しいかと思うんですけども、ほかの事業についても積極的に取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） この企業版ふるさと納税につきましては、やはり市がやりたいと思っているまちづくりに対して企業側から財源をいただけるということで、我々にとっては非常に魅力的な制度だというふうに思っております。

そんなことからいたしまして、先ほど市長がお答えしたとおり、本市にゆかりのある方々のパイプを積極的に活用したり、あるいは本市に本社が

ないというのが一つの納税の条件になりますので、本社がなくて立地している大きな企業等に対して、我々がアプローチするなどしながら、積極的に我々もこの取り組みに取り組むことによって、1社でも納税をいただけるような企業といったものの獲得に努めてまいればなというふうに思っています。

○議長（君島一郎議員） 12番、大野恭男議員。

○12番（大野恭男議員） 了解しました。

那須塩原市出身の市外の企業で活躍されている方とか、幅広く当たってみるのも、やはり部長言われたように一つだと思います。

例えば企業向けのチラシをつくったり、ホームページに載せたりして、広く周知していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、企業版ふるさと納税については、本市においてはこれから始まる事業であります。企業側にとっては約6割の税が軽減されますが、寄附額の4割ご負担いただくということになります。市が実施したい事業と企業側の意向が合致しないと、なかなかうまくいかないというふうには思っております。

ご答弁の中にもありましたように、本当に自前で営業することというのは大切なことなんですけれども、限界があるかと思っておりますので、外部専門家招聘事業によるアドバイザーから企業を今後いろいろご紹介いただいて、那須塩原市を応援していただける企業の獲得に努めていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で12番、大野恭男議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時08分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで、教育部長から発言があります。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 先ほど大野議員にくろいそ運動場野球場、補助球場、そちらのほうで芝を張ったということと、今後、調整、雨水対策ですか、そちらを優先にやるということで、整備計画の中には、実は本来はバックネット2面の整備とか、審判の記録のものをつくるとか、そういうものももろもろのってがございます。

ただ、補助球場でございまして、今、野球場の本球場のほうを改築等やっておりますので、整備計画にはのっておりますので、今後いろいろと検討してまいりたいというふうに思っておりますので、計画にはのっているということですのでよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

◇ 星野健二議員

○議長（君島一郎議員） 次に、4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 議席番号4番、公明クラブ、星野健二です。

本日最後になります。皆様大変にお疲れかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたし

ます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1、高齢者雇用の推進について。

厚生労働省の調査によると、2016年の日本人平均寿命は、男性で80.98歳、女性で87.14歳と過去最高を更新しました。男女とも香港に次いで世界第2位になり、今後とも伸び続けるであろうと予想されております。

民間企業では、平成25年から希望者全員を65歳まで雇用をする制度の導入が事業主に義務づけられ、定年年齢を65歳以上まで引き上げること、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入すること、定年の定めを廃止することのいずれかの対応が求められることになりました。

公務員についても、政府が2019年度から段階的に65歳まで引き上げる検討に入ったと報道されています。徐々にではありますが定年廃止を決めた企業も出始めています。

内閣府の調査でも、働いている60歳の人の8割が70歳以上まで働きたいとの結果も出ています。少子高齢化の急速な進展により、生産年齢人口が減少し、これに伴い将来労働力人口も減少することが見込まれる中、本市としても高齢者が意欲に応じて働き続けられる環境を整える必要があると思われることから、以下のことについてお伺いをいたします。

(1)本市の高齢者の雇用の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

(2)本市にある企業の定年制度の概況をお伺いします。

(3)「高年齢者雇用安定助成金」制度の平成28年度までの利用状況をお伺いします。

(4)シルバー人材センターの過去5年間の会員数の推移と平均年齢及び主な仕事の内容をお伺いし

ます。

(5)高齢者の雇用対策の一つとして、能力や経験を生かせるシニア専門人材バンクを新たに創設されてはどうかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星野健二議員の高齢者雇用の推進について順次お答えを申し上げます。

なお、(1)から(3)までにつきましては、栃木労働局等の関係機関に確認をいたしましたところ、市町村単位の公表データがないということから、栃木県の状況についてお答えをさせていただきます。

初めに、(1)の高齢者雇用の状況についてお答えをいたします。

国勢調査の結果によりますと、60歳以上の雇用されている人は、平成27年には13万4,898人となっております。

次に、(2)の企業の定年制度の概況についてお答えをいたします。

従業員31人以上の企業の高年齢者雇用確保措置の実施状況をまとめました平成29年高年齢者の雇用状況によりますと、継続雇用制度の導入や定年制の引き上げ等の雇用確保措置導入企業の割合は100%ということだそうです。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は78.3%、70歳以上まで働ける企業割合は21.9%となっております。

次に、(3)の「高年齢者雇用安定助成金」制度の28年度までの利用状況についてお答えをいたします。

助成金の創設をされました平成25年度から平成28年度までの利用件数は33件、助成金額は4,484万8,000円となっております。

次に、(4)のシルバー人材センターの過去5年間の会員数の推移と平均年齢及び主な仕事についてお答えをいたします。

平成24年度は、会員数837人、平均年齢が69.8歳。平成25年度は、会員数798人、平均年齢が70.2歳。平成26年度は、会員数773人、平均年齢70.7歳。平成27年度は、会員数757人、平均年齢が71.1歳。平成28年度は、会員数769人、平均年齢71.7歳との報告を受けているところであります。

過去5年間の主な仕事の内容につきましても、受託件数が多いものとしたしましては、草刈り、除草、屋外・屋内清掃等の一般作業が最も多い状況にございました。次いで、植木の剪定、伐採、ふすま、障子、畳がえ等の技能を有する作業と、こういった報告を受けております。

最後に、(5)の高齢者の雇用対策の一つとして、能力や経験を生かせるシニア専門人材バンクを新たに創設をされてはどうかについてお答えをいたします。

人材バンクの創設については、人材の確保や企業等とのマッチングの観点、先進事例からも、市町村単位ではなく、広域的な仕組みづくりを進めることで、効果や効率性の向上につながるものと考えておりますので、今後、栃木労働局等との関係機関との意見、情報の交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 大変にありがとうございました。

それでは、(1)から(3)まで関連しておりますので、一括して再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、少子高齢化が急速に進展し、団塊世代が定年退職を迎える中で、高齢者ニーズに合った多様な職業機会をどう確保するか。当面の企業経営においても、人口減少に伴う労働力不足という

視点からも重要な課題です。

答弁にもありましたが、高齢者の雇用確保措置法の導入が事業主に義務づけられています。

内閣府調査によると、働いている60歳以上の4割が働けるうちはいつまでもと答え、70歳ぐらいまでですと、それ以上まで働く意欲を示した回答も含めると、約8割に上ったと結果が出ました。

本市における高齢者の就労の基本的な考え方を伺いたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 高齢者の就労の基本的な考え方ということですが、本市におけるどうか、本市の考えということになるかどうかはわかりませんが、高齢者が働けるうちはいつまでも元気に働けるという意向に沿ったものが基本であると考えておりますし、そうしたことが就業機会、それから企業側が求める人材の確保というふうな観点だけではなく、高齢者自身のためにも、さまざまな効果が出てくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） ありがとうございます。

私が話したとおり、高齢者に対しての優しいご意見というか、今後、再質問していく中でも、いい答弁があるのかなと期待をしております。

私、最近思うんですが、よく高齢者の方に年齢を聞くと、本当に年齢を聞いてびっくりするぐらい若々しくて元気で、むしろ自分のほうが逆に年をとっているのかなという考え方も、感覚も本当に若い、本当に若い高齢者が最近は多くふえてきているなどは実感しております。本当に人生100年時代というのが、まさに遠い先ではなくて、身近に来ているんだなということをしみじみと感じるところではあります。

それに続きまして、本市を直轄しますハローワーク大田原、黒磯、近年の有効求人倍率を見ますと1.07倍を超えています。また、求人者数と求職者数については、両ハローワークの平成28年度の状況を見ますと、55歳以上の求職者が25%前後となっており、多くの方々は雇用の場を求めていると考えている。

そこで、本市の職業別求人者の状況をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 求人者の状況ということでございますが、本市においては、ハローワークが議員のご質問にもありましたように、大田原と黒磯、両所に分かれております。それぞれ申し上げますと、まずハローワーク黒磯管内ですと、職種別で最も求人数の多いのがサービス職、次いで専門技術職、次に建設職、次が販売・営業職というような状況でございます。

ハローワーク大田原では、最も多い求人が出ておりますのが専門技術職、次にサービス職、さらに技能工、製造工、4番目が建設職というような状況になっております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、高齢者の職業別求職者数の状況をお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 同様にハローワーク両所の数字でございますが、こちら統計で公表されている資料が高齢者という区分ではなく、年齢で55歳以上という区分になっておりますので、その数字で申し上げたいと思います。

初めに、黒磯管内でございますが、最も求職者が多いのは労務職、次に技能工、製造工、さらに

3番目に事務職、4番目が専門技術職という順番になっております。

大田原管内におきましては、最も求職者が多いのは技能工、製造工、2番目が労務職、3番目が専門技術職、4番目が事務職というような順番でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 承知いたしました。

ちょっとデータを聞かせていただいたのは、実はことしの27日、相馬議員の質問に市長が答弁をしているときのことなんです、市長は月に大体1社から2社の企業回りを行っていると。本市の企業の問題点としては、人手不足に対して、ハローワークに求人を出していても、なかなか来てくれないんだということをおっしゃってありました。

その理由は何であるかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） なかなか求人を出しても人材が確保できないというお話を企業から伺っているという内容ですが、全体に特にこの件に関しましては、高齢者というふうに限ったことではございませんが、やはり最も大きな要因としては、先ほど数字で申し上げましたように、求人側の求める人材と職を求める側、求職者側の希望する内容とのミスマッチが最も大きな要因であるというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、その企業回りをしたとき、いろいろなもろもろのお話をすると思うんですが、当然先ほどのお話のように、雇用の問題等も話し合っているとは思うんですね。その際、例えば高齢者の雇用については話があったのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 実際に企業さんを訪問させていただく中で、全てのところで高齢者雇用についてということが毎回議題になるということではございませんが、お話をしている中で、ある企業さんは、うちはこういった制度ができる前からもう既に延長して働いていただいていますし、現在も定年の年齢を定めることなく、元気なうちはずっと働いていただいている。こちらは製造業の業種でありましたが、そういった企業さんも本市の中にはございますし、制度できっちりとやりながらも、実際に延長、先ほどの答弁にもありましたように、制度をきちんと整備して、希望者全員、希望する方には残っていただいていますというふうなお話はいただいております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。実際に高齢者を使うというのは、現実的にはなかなか難しいのは確かに私も承知しております。

また、今回、先ほどの答弁の中で、例えば県のデータしかないということで、本市の本当に細かいデータがまだないということでもありますけれども、最近では市内のスーパーやコンビニとか量販センターでは、本当に働く高齢者がふえているのも見受けられると思います。

高齢者の働けるうちはいつまでもとの就労意欲も高まり、また市長が企業訪問による高齢者雇用に対する本市のある企業の状況からも、高齢者雇用が進む中で、その対策の一つとして、本市としても雇用状況を把握しておくことは大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 本市といたしましても、状況を把握するという事は大切だというふう

うに考えております。

先ほどハローワークが2つにまたがっておりますので、那須塩原市だけというふうなことにはなかなかいかないというお話も申し上げましたが、ハローワークさんといろいろなお話をさせていただいて、今、本市では、できるものは両ハローワークさんのデータを合わせて、その中から本市分を抜き出したデータなんかもいただくような協議も進め、実際にものによってはいただけたところまで来た。

さらに、本市では、県内では初めてだったわけですが、雇用対策協定なんか栃木労働局とも結ばせていただき、定期的な意見、情報の交換なんかも行っておりますので、引き続き状況の把握には努めてまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。よろしく今後とも連携をとっていただきまして、細やかなデータで市の状況を分析していただきまして、高齢者に対しての状況を把握していただきたいと思っております。

それでは、続きまして、(4)について再質問させていただきます。

シルバー人材センターの会員数の推移を聞いたところですが、余り変化がないと。これは答弁にもあったように、単純な軽作業が多く、また就労時間も短く、雇用自体にも余り魅力を感じられないのが原因だと私は思っております。

厚生労働省は、平成28年にシルバー人材センターの事業拡大に係る特別措置法を発表いたしました。これまで週20時間の就労を派遣、事業紹介に限り、週40時間としました。このことは、市町村ごとに業種を指定することが可能とされておりますが、本市としては、このような事業に対してですけれども、どうなっているのかをお伺いいたし

ます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 厚生労働省の特別措置の関係でございますが、一応シルバー人材センターは、私ども理事会の理事にメンバーとして入っている職員がございますので、いろいろな情報は入ってくる立場でございます。

それで、私も高齢者のほうのうちの部分でございますので、高齢者のニーズ、先ほど最初のころ議員が述べられたように、今の高齢者は、年齢65歳からということであっても、心身の状況というのはすごさまざまでございますし、その生き方とかニーズもいろいろでございますので、それにこたえていくのが市の役割なのかなと思っております。

そんな中で、やはりニーズとして、まだまだ働きたいという現状があるということであれば、うちのほうもそれを単に雇用のほうの対策だというふうに捉えないで、一度は保健福祉サイドでもそのニーズを把握する。それでどう対応していくかというのを考える立場にあるのかなと思っております。

そんなところから、一応シルバー人材センターのほうに情報を得る機会がございますので、特別措置ですか、それについてちょっとシルバーのほうに確認を入れたところ、ちょうど制度としては、単に単位のシルバー人材をやるよということにはうまくいかなくて、やはり県の指定とかが必要になってくるよと、制度上、これはもう公表されていることなので、そういう状況にある制度であるということです。

私どものほうのシルバーのほうに情報を確認しましたところ、ちょうど今月、県のシルバー人材連合会、正式名称はちょっとあれなんですけれど

も、県の単位のセンターがあって、県の連合会があるんですけども、連合会の方で栃木県知事のほうに要望書を出しましたよと、そういう情報は得てございます。

そうしますと、この制度自体が、もし県のほうでこれを指定しようかなというときには、関係機関等々の意見を聴取するという事になってございますので、その中には市のほうの意見聴取というのもございますので、私どものほうも、そういった高齢者のニーズ、実態等々を踏まえ、この要望のほうがどうなっているかわかりませんが、そのときには高齢福祉を進めるサイドから等々、市の立場として意見等を述べていく必要になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） ありがとうございます。

この制度は28年に始まった制度でありますけれども、1年ということで、早く事業を進めるという意味で、今、答弁をいただきまして、すごく早いというふうに実感いたしました。

参考までなんですけれども、全国でやっている制度ですね、この制度を使ってなんですけど、例えば関西なんかは、基盤の某大手さんのスーパーのほぼ全店舗に、複数のシルバー人材センター連合から会員を派遣して、早期等の対応がなされて、そして社員の負荷軽減、向上等に寄与しているというような例もありますし、また北九州市ですけれども、離れて暮らす両親を訪問して、家事サポートや話し相手などを行って、親孝行代行サービスというのを実施しているそうです。これは実際、ふるさと納税の返礼品としても活用されているというような例が全国でも展開しているそうです。今後とも、那須塩原市に合うようないいような事業を進めていただければと思いますので、

よくお願いをしたいなと思います。

続きまして、最後、(5)番ですけれども、(5)番につきまして再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどは、人材バンクということで創設について提案させていただきましたけれども、実際人材の確保や企業のマッチング等ですね、そういうことを考えると、なかなか市町村で行っていくというのは難しいかなという答弁ではございましたけれども、私自身も本当に高齢者とまちの企業なりのマッチングをすぐできるかといったら、そうはなかなかうまくはいかないなどは私も感じるところでございます。

ただ、ちょっと厚労省のほうから、いい事業のほうがありましたので、ちょっとこれをお話ししたいなと思うんですけども、厚労省は、生涯現役促進地域連携事業を実施していると。この事業は、おわかりかなと思うんですが、団塊世代の方々が65歳を超えたことから、その多くの方が活躍の場を自身の移住地域などに移っているため、これらの層を含む高齢者が地域社会で活躍できる環境整備をしていく必要があると。そのためにも、本事業を通じて高齢者の雇用、就業促進に向けた地域の取り組みを支援する先駆的なモデル地域の普及を図ることで、多様な就業機会を創出することが事業の目的となっております。この高齢者対策として、生涯現役促進地域連携事業、これは本市は検討したことがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 制度の内容については承知をしておるところですが、本市においてこれを実施するかという検討をしたことは、これまでございません。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、実は今年度、大体全国で20団体が実は採択をされているんですね。その中で、実は本県の中では栃木市が栃木市生涯現役促進協議会の事業の採択をされております。

ちょっと例を申しますと、栃木市につきましては、潜在的な就労希望者として、意欲の高い高齢者を掘り起こし、市独自の介護人材の育成システムの対象者として送り出すとともに、就職説明会の開催、常設相談窓口を通して、介護事業へのかけ橋となるほか、就職後の職場への定着支援によって、高齢者が地域の介護事業者で就労できる仕組みを目指しているようでございます。

また、そのほかにも、例えばうちなんかは、塩原、板室、観光関係もあるんですが、岡山県の津山市などでは、ケーブルテレビを活用して、ブッシュ型プロモーション事業として、動画による本事業のPRを積極的に行って、地域、企業に高齢者の雇用の啓発を実施。そして、経験、技術、知識を備えた高齢者たちのマッチングを行うことで、高齢者の多様な就業機会の確保と地域の労働力不足の解消を図り、さらに高年齢者の生きがいを通じた社会感覚を多く推進をしているということでございます。

なかなか高齢者、確かにハローワークという窓口はあると思いますけれども、ただ、ハローワークに行っても、実際のところ、求人票を見てみると、40歳までとか、例えば45歳までと。年齢の中で限られてしまって、なかなか高齢者がハローワークで就職できない場合もあったりもするのかなと思います。

そんな中で、高齢者という人材を本当に活用的に使うためにも、このような人材を確保して、それをハローワーク、またはシルバー人材と連携を

とりながら、うまく幅広い情報をもとに、高齢者が本当に働けるような組織を構築していったらどうかと思いますけれども、私の最後というか、そういうようなことですが、もう一度、最後にこの見解を聞かせていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星野議員からいろいろご意見をいただいておりますが、先ほど昨年来、市内の企業訪問をずっとさせていただいております、その中で、主に製造業ではありますけれども、高齢の方が相当勤めていらっしゃる。経営者にお聞きしますと、大変貴重な働き手であるということなんですね。確かな技術を持っていらっしゃるということ。そしてまた、この技術を若い人たちに継承していくと、そういった役割も担っていただいているというようなところがあるということ。

それと、1つ目立ちますのが、現場に女性の姿が多いというのが最近の傾向なんだそうです。今まで男性だったもの、そういった職場であったものが女性もどんどんそこに進出しているというようなこともありますし、この企業訪問に当たっては、栃木労働局の担当者、それから県のそういった雇用関係の担当者も一緒に同席をして企業訪問しておりますので、これからやはり元気なお年寄りといいますか、高齢者がたくさんいらっしゃるわけですから、そういった方々をいかにして企業、そういった雇用に結びつけられるか、そういったものをちょっと勉強させていただきたいなと思っております。

役所のほうでも雇えなんていう話が出てくるかもしれませんが、その辺も含めて、これからちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。



○4番（星野健二議員） ありがとうございます。

市長、前向きなご答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

超高齢化社会が本当に目の前に来ていまして、これはどこの自治体、日本全国ですね、高齢者の対策等は考えざるを得ない。

しかし、現在の社会がいろいろな中で価値観が変わってきて、空き家に対しても、昔だったら空き家だった。でも、この空き家を資源として何とか定住促進のほうに向かおうと。

高齢者も実は、本当に私が働き出したころは、正直言って60歳以上の方は申しわけないけれどもという気持ちもありました。

しかし、今は高齢者の熟練した高いスキルと技術力と、そしてそういうものを活用して行って、少子高齢化の労働力不足というものを何とか補っていくという、そういうふうな今、社会のほうの中に進んでいるんだとは思っております。

最後になりますけれども、高齢者の多くは、長時間の就業活動経験を生かして、スキル、ノウハウ、技術、ネットワークなど、さまざまな能力を有しています。高齢者が有するこれらの能力を引き出し、活用していくことは、今後の本市の地方創生に欠かせない源泉の一つになり得ると思えます。

元気で、経験豊かで、行動的な高齢者、すなわちアクティブシニア層も増加しております。団塊世代層が70代に入りつつあり、この世代層が就業、ボランティア、趣味の活動など、さまざまな形で社会に参画していることは、高齢者の健康維持にもつながり、経済面でも大きな意義を有することでしょう。このアクティブシニア層を社会の中でどう位置づけ、その活躍を社会経済活動につなげるかは、超高齢化社会における重要な課題の一つであると思えます。

今後、若年労働者が極めて貴重になり、若年労働者に頼るビジネスモデルの遂行は難しくなっていくことでしょう。このため、若年、女性、高齢者など、多様な労働力のさまざまな就労ニーズを踏まえた事業モデルの創出が必要になってくると思います。

今後は、高齢者の能力を再評価し、その最大限の活用を前提とした事業を創造することが重要であると思われます。

第2次那須塩原市総合計画の市長のごあいさつの中に、子どもから高齢者までの全ての市民や、これから生まれてくる子どもたちの誰もが、夢や希望を持って日々の暮らしを送るための将来に向けた道しるべであり、「市民優先」を基本として、将来像である「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の実現に向け、那須塩原市らしい特色ある独自の施策に着実に取り組んでまいりたいという市長のごあいさつもありました。

今、数々の前向きなご意見もいただきましたので、今後もさらにこの高齢者雇用の推進に取り組んでいただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で4番、星野健二議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時47分